

令和8年度 水質検査計画



東京都水道局

目 次

	頁
第1章 水質検査計画の概要	
第1節 水質検査計画とは	2
第2節 基本理念	2
第3節 公表	3
第4節 見直し	3
第5節 水質検査項目	3
1 国が定めた水質基準等	
2 都独自の水質目標等	
第6節 水質検査の機関と方法	16
1 検査機関	
2 検査方法	
第7節 定期的な水質検査	17
1 蛇口（給水栓）	
2 浄水施設	
3 水源	
第8節 臨時の水質検査	25
第9節 検査結果の精度と信頼性の確保	25
第10節 水質検査結果の公表	27
第11節 お客さまからの依頼による水質検査	28
第2章 区部における水質検査計画	
第1節 検査機関 ～水質センター～	31
第2節 区部の水道における水源	32
第3節 水源の水質的特徴	35
第4節 浄水施設及び浄水処理方式	35
第5節 留意すべき水質項目	39
第6節 検査箇所	41
1 蛇口（給水栓）	
2 浄水施設	
3 水源	
第7節 検査対象項目と検査頻度	45
1 蛇口（給水栓）	
2 浄水施設	
3 水源	

第3章 多摩地区における水質検査計画

第1節	検査機関 ～多摩水水質試験室～	74
第2節	多摩地区の水道における水源	75
第3節	水源の水質的特徴	76
第4節	浄水施設及び浄水処理方式	77
第5節	留意すべき水質項目	82
第6節	検査箇所	84
1	蛇口（給水栓）	
2	浄水施設	
3	水源	
第7節	検査対象項目と検査頻度	88
1	蛇口（給水栓）	
2	浄水施設	
3	水源	

第 1 章

水質検査計画の概要

第1節 水質検査計画とは

水道事業者は、毎事業年度の開始前に、検査項目、採水の場所、検査の回数及びその理由等について記載した水質検査計画を、お客さまに情報提供することが義務付けられています（水道法施行規則第15条第6項及び第17条の5）。

東京都水道局では、水質検査計画の中で、水源から蛇口（給水栓）までの水質検査の方針及び具体的な計画を定めており、本計画を通し、適正な水質管理とお客さまへの情報提供を図っていきます。お客さまのご意見を踏まえ、翌年度以降の水質検査計画に反映させていただきます。

第2節 基本理念

- 水質検査の箇所は、蛇口（給水栓）、浄水施設の出口（浄水）、入口（原水）及び水源とします。
- 水質検査の項目は、水道法で検査が義務付けられている項目と水質管理上必要と判断した項目とします。
- 水質検査の頻度は、蛇口（給水栓）では、コンプライアンス確保の観点から、法令で定められたものよりも多く、浄水施設及び水源では、水源の種類やこれまでの検出状況等を考慮して設定します。
- 水質検査の実施部署は、国際規格（ISO/IEC 17025^{注1}）の認定を取得している水質センターと多摩水道改革推進本部水質試験室（以下、「多摩水水質試験室」という。）とし、客観的に信頼性の高い水質検査を実施します。

注1 ISO/IEC 17025は、ISO（International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略）とIEC（International Electrotechnical Commission（国際電気標準会議）の略）が定めた国際規格の一つです。試験所の品質システムが整備されているとともに、実際に技術力があることを証明するものです（詳細は「第9節 検査結果の精度と信頼性の確保」を参照）。

第3節 公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、東京都水道局ホームページ (https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suigen/s_keikaku.html) に掲載します。なお、水質検査結果についてもホームページ等で掲載しています。詳細は第10節をご覧ください。

第4節 見直し

お客さまに水道水の水質の安全性を実感していただけるよう、水質検査計画の策定・見直しには、図1-1のとおり、お客さまのご意見を反映し、改善していきます。

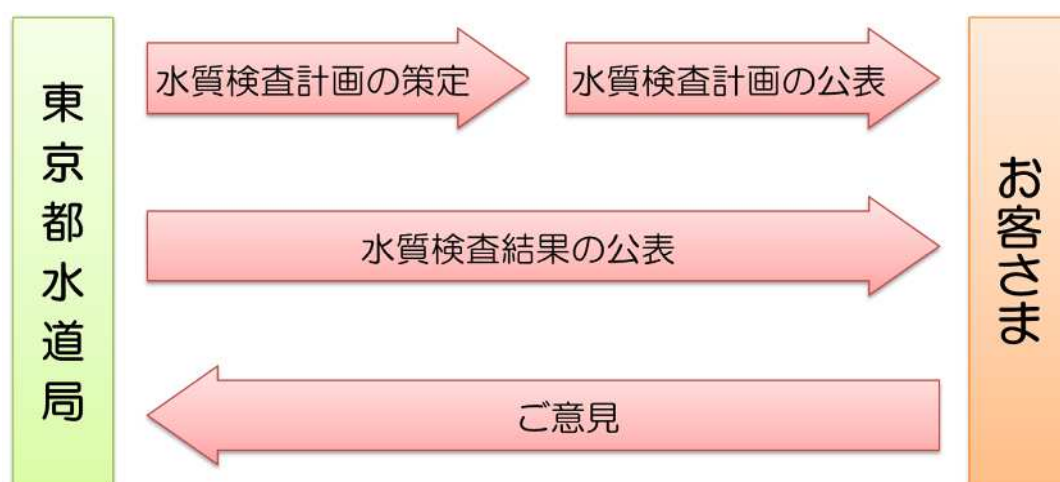


図1-1 水質検査計画の策定・見直しの流れ

第5節 水質検査項目

1 国が定めた水質基準等

東京都水道局では、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目に加えて、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期す見地から、国が通知で定めた水質管理目標設定項目、要検討項目及び浄水処理対応困難物質等301項目の検査を行います(図1-2)。なお、蛇口(給水栓)など検査地点ごとの検査項目は、その地点の水質の特徴を踏まえて設定しています。

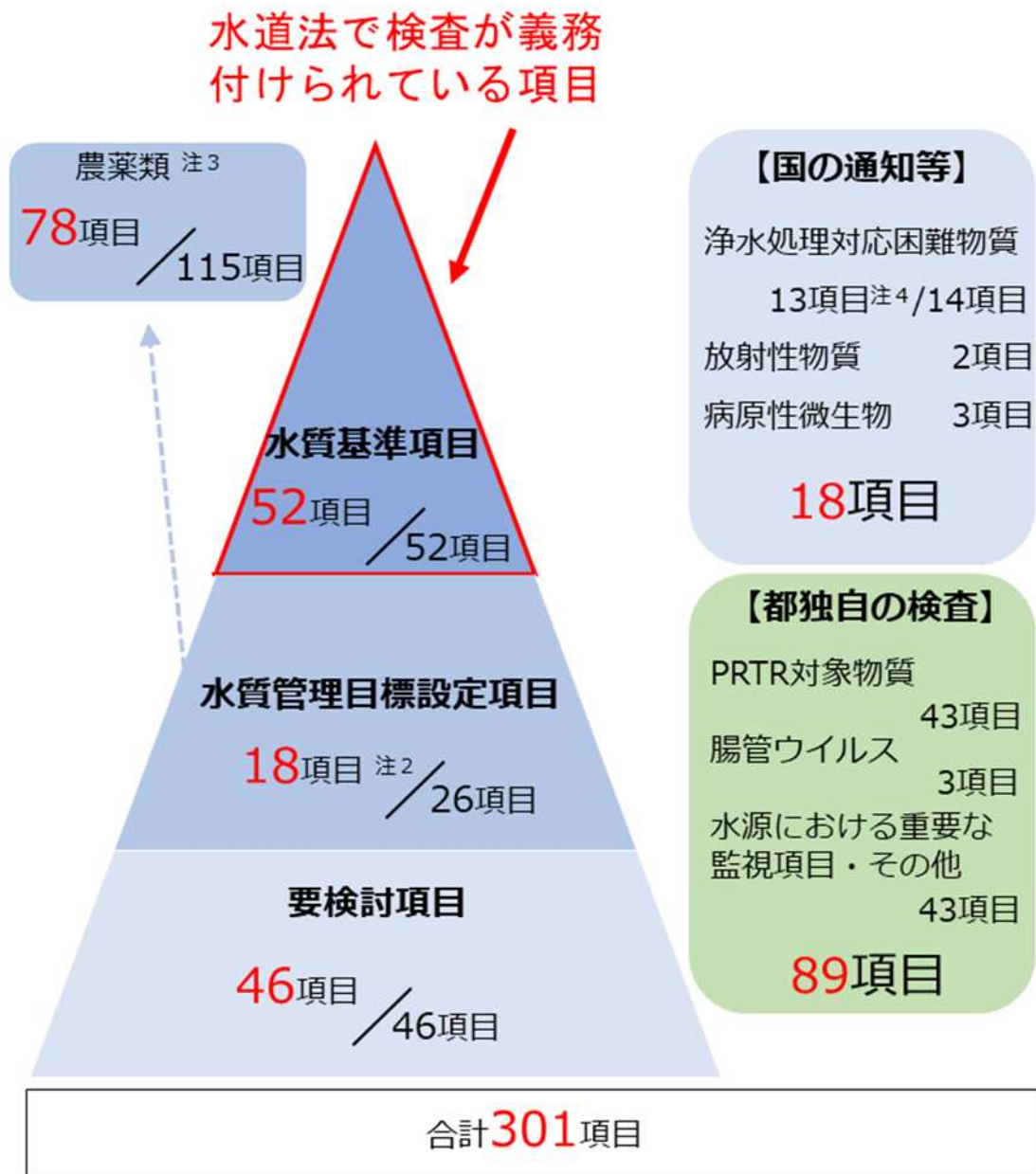


図1-2 東京都水道局が定期的に検査している水質項目の分類と項目数

注2 水質管理目標設定項目（全26項目）のうち、水質基準項目と重複している6項目は、検査項目数としてカウントしていません。また、「二酸化塩素」については使用していないため、「有機物等」については水質基準の「全有機炭素」で検査を代替できることから、これら2項目の検査は省略しています。

注3 水質管理目標設定項目の「農薬類」の詳細な検査項目数。水源地域での使用実績や毒性などを考慮して、検査する農薬の種類を選んでいきます。

注4 浄水処理対応困難物質（全14項目）のうち、要検討項目と重複している1項目（N,N-ジメチルアニリン（DMAN））は、検査項目数としてカウントしていません。

(1) 水質基準項目（表 1－1）

水質基準項目とは、水道法第 4 条に基づいて水質基準に関する省令^{注5}によって定められているもので、現在 52 項目あります。水道水はこれに適合するものでなければならず、原則、蛇口（給水栓）における検査が義務付けられています。

(2) 水質管理目標設定項目（表 1－2）

水質管理目標設定項目とは、毒性の評価が暫定的であるか、現在まで水道水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、水道水中に検出される可能性があるものなど、水質管理上留意すべき項目として、水質基準項目に準じて検査することを国から要請^{注6}されている項目です。

(3) 要検討項目（表 1－3）

要検討項目とは、毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等の物質で、情報・知見を収集すべきものとして、国が通知^{注7}で設定しています。

(4) 浄水処理対応困難物質（表 1－4）

浄水処理対応困難物質とは、通常の水質基準項目等を高い比率で生成する物質として、平成 26 年度に国が通知^{注8}で設定しています。

(5) 放射性物質（表 1－4）

放射性物質とは、平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故に関連し、長期的な観点から水道水の安全性を確認するモニタリング指標として、平成 23 年度に国の通知^{注9}で設定されています。

(6) 病原性微生物（表 1－4）

病原性微生物とは、水系感染症を引き起こすクリプトスポリジウム等について、国の指針^{注10}において、指標菌も含め設定されています。

注 5 水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）

注 6 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知）

注 7 「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部改正について（平成 16 年 1 月 22 日健水発第 0122002 号厚生労働省健康局水道課長通知）

注 8 「浄水処理対応困難物質」の設定について（平成 27 年 3 月 6 日健水発 0306 第 2 号）

注 9 水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について（平成 24 年 3 月 5 日建水発 0305 第 2 号）

注 10 水道におけるクリプトスポリジウム対策指針（平成 19 年 3 月 5 日健水発第 0330005 号、令和元年 5 月 29 日改定）

表 1-1 水質基準項目

番号	項目	水質基準値	検査方法	分類	
健康に関する項目	01	一般細菌	100個/mL以下	標準寒天培地法	病原生物
	02	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	
	03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	ICP-MS法	無機物 重金属
	04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	還元気化-原子吸光光度法	
	05	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	ICP-MS法	
	06	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	ICP-MS法	
	07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	ICP-MS法	
	08	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	ICP-MS法	
	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	IC（陰イオン）法	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	IC-PC吸光光度法	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	IC（陰イオン）法	
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	IC（陰イオン）法	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP-MS法	
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC-MS法	一般 有機物
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	PT-GC-MS法	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	PT-GC-MS法	
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法	
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法	
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法	
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下	固相抽出-LC-MSMS法	
	21	ベンゼン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法	
	22	塩素酸	0.6mg/L以下	IC（陰イオン）法	消毒副 生成物
	23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	LC-MSMS法	
	24	クロロホルム	0.06mg/L以下	PT-GC-MS法	
	25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	LC-MSMS法	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法	

番号	項目	水質基準値	検査方法	分類	
健康に関する項目	27	臭素酸	0.01mg/L以下	IC-PC吸光光度法	消毒副生成物
	28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法	
	29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	LC-MSMS法	
	30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	PT-GC-MS法	
	31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	PT-GC-MS法	
	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	誘導体化-HPLC法	
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP-MS法	着色
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	ICP-MS法	
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	ICP-MS法	
	36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP-MS法	
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	IC（陽イオン）法	味
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	ICP-MS法	着色
	39	塩化物イオン	200mg/L以下	IC（陰イオン）法	味
	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	IC（陽イオン）法	
	41	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出-HPLC法	発泡
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法	かび臭
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法	
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-HPLC法	発泡
	46	フェノール類	0.005mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	臭気
	47	有機物（全有機炭素の量）	3mg/L以下	全有機炭素計測定法	味
	48	pH 値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法	基礎的性状
49	味	異常でないこと	官能法		
50	臭気	異常でないこと	官能法		
51	色度	5度以下	比色法、透過光測定法		
52	濁度	2度以下	積分球式光電光度法 透過光測定法		

表 1-2 水質管理目標設定項目

番号 ^{注11}	項目	目標値	検査方法	分類
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	ICP-MS法	無機物 重金属
目 02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)	ICP-MS法	
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	ICP-MS法	
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	PT-GC-MS法	一般 有機物
目 08	トルエン	0.4mg/L以下	PT-GC-MS法	
目 09	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.08mg/L以下	溶媒抽出-GC-MS法	
目 10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	IC-PC吸光光度法	消毒副 生成物
目 12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	消毒剤
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	溶媒抽出-GC-MS法	消毒副 生成物
目 14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	溶媒抽出-GC-MS法	
目 15	農薬類	1 以下 ^{注12}	PT-GC-MS等	農薬
目 16	残留塩素	1mg/L以下	DPD法	臭気
目 17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度) ^{注13}	10mg/L以上 100mg/L以下	IC (陽イオン) 法	味
目 18	マンガン及びその化合物 ^{注13}	0.01mg/L以下	ICP-MS法	着色
目 19	遊離炭酸	20mg/L以下	滴定法	味
目 20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	PT-GC-MS法	臭気
目 21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法	一般 有機物
目 22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	滴定法	味
目 23	臭気強度 (TON)	3以下	官能法	臭気
目 24	蒸発残留物 ^{注13}	30mg/L以上 200mg/L以下	重量法	味
目 25	濁度 ^{注13}	1度 以下	積分球式光電光度法 透過光測定法	基礎的 性状
目 26	pH 値 ^{注13}	7.5 程度	ガラス電極法	管路の腐食 性の指標
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	計算法	
目 28	従属栄養細菌	2000個/mL以下 (暫定)	R2A寒天培地法	水道施設の 健全性の 指標
目 29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法	一般 有機物
目 30	アルミニウム及びその化合物 ^{注13}	0.1mg/L以下	ICP-MS法	着色

注 11 目 04、06、11、31 は水質基準項目に移行したことから、目 07 は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。

注 12 農薬類の目標値は、第 2 章 表 2-13 の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が 1 以下であることを示します。

注 13 水質基準項目と重複している項目です。

表 1-3 要検討項目

番号	項目	目標値	検査方法	分類
01	銀及びその化合物	—	ICP-MS法	無機物 重金属
02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	ICP-MS法	
03	ビスマス及びその化合物	—	ICP-MS法	
04	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	ICP-MS法	
05	アクリルアミド	0.0005mg/L	LC-MSMS法	一般 有機物
06	アクリル酸	—	HPLC法	
07	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L (暫定)	固相抽出-LC-MSMS法	
08	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L (暫定)	固相抽出-LC-MSMS法	
09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5mg/L	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	
10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L (暫定)	PT-GC-MS法	
11	塩化ビニル	0.002mg/L	PT-GC-MS法	
12	酢酸ビニル	—	PT-GC-MS法	
13	2,4-トルエンジアミン	—	LC-MSMS法	
14	2,6-トルエンジアミン	—	LC-MSMS法	
15	N,N-ジメチルアニリン	—	LC-MSMS法	
16	スチレン	0.02mg/L	PT-GC-MS法	
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	水道原水及び浄水中のダイオキシン類調査マニュアル(改訂版)に準拠	
18	トリエチレンテトラミン	—	LC-MSMS法	
19	ノニルフェノール	0.3mg/L (暫定)	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	
20	ビスフェノールA	0.1mg/L (暫定)	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	
21	ヒドラジン	—	吸光光度法	無機物
22	1,2-ブタジエン	—	PT-GC-MS法	一般 有機物
23	1,3-ブタジエン	—	PT-GC-MS法	

番号	項目	目標値	検査方法	分類
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	溶媒抽出-GC-MS法	一般有機物
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	溶媒抽出-GC-MS法	
26	マイクロキスチン-LR	0.0008mg/L (暫定)	固相抽出-LC-MSMS法	
27	有機すず化合物	0.0006mg/L (暫定)	LC-MSMS法	
28	ブロモクロロ酢酸	—	LC-MSMS法	消毒副生成物
29	ブロモジクロロ酢酸	—	LC-MSMS法	
30	ジブロモクロロ酢酸	—	LC-MSMS法	
31	ブロモ酢酸	—	LC-MSMS法	
32	ジブロモ酢酸	—	LC-MSMS法	
33	トリブロモ酢酸	—	LC-MSMS法	
34	トリクロロアセトニトリル	—	溶媒抽出-GC-MS法	
35	ブロモクロロアセトニトリル	—	溶媒抽出-GC-MS法	
36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	溶媒抽出-GC-MS法	
37	アセトアルデヒド	—	誘導体化-HPLC法	
38	MX	0.001mg/L	LC-MSMS法	
40	キシレン	0.4mg/L	PT-GC-MS法	一般有機物
41	過塩素酸	0.025mg/L	LC-MS法	無機物
44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001mg/L	固相抽出-LC-MSMS法	一般有機物
45	アニリン	0.02mg/L	LC-MSMS法	
46	キノリン	0.0001mg/L	LC-MSMS法	
47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	PT-GC-MS法	
48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2mg/L	固相抽出・誘導体化-GC-MS法	
49	要検討PFAS ^{注14}	—	固相抽出-LC-MSMS法	

注 14 「要検討PFAS」は、ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、ペルフルオロブタン酸 (PFBA)、ペルフルオロペンタン酸 (PFPeA)、ペルフルオロヘキサノ酸 (PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸 (PFHpA)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸 (HFPO-DA) の8物質である。

表1-4 浄水処理対応困難物質、放射性物質、病原性微生物

	番号	項目	目標値	検査方法
浄水処理 対応困難 物質	01	ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	—	LC-MSMS法
	02	1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)	—	LC-MSMS法
	03	トリメチルアミン (TMA)	—	LC-MSMS法
	04	テトラメチルエチレンジアミン (TMED)	—	LC-MSMS法
	05	N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA)	—	LC-MSMS法
	06	ジメチルアミノエタノール (DMAE)	—	LC-MSMS法
	07	アセトンジカルボン酸	—	誘導体化-HPLC法
	08	1,3-ジハイドロキシルベンゼン (レゾルシノール)	—	LC-MS法
	09	1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	—	LC-MS法
	10	アセチルアセトン	—	誘導体化-HPLC法
	11	2'-アミノアセトフェノン	—	LC-MSMS法
	12	3'-アミノアセトフェノン	—	LC-MSMS法
	13	臭化物 (臭化カリウム等)	—	IC(陰イオン)法
放射性 物質	14	放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	—	ガンマ線スペクトロメ トリーによる放射能測 定法
	15	放射性セシウム (セシウム134及び137)	10Bq/kg	
病原性 微生物	16	クリプトスポリジウム	—	蛍光抗体染色-顕微鏡観察
	17	ジアルジア	—	蛍光抗体染色-顕微鏡観察
	18	嫌気性芽胞菌	—	ハンドフォード改良 寒天培地法

2 都独自の水質目標等

東京都水道局では、将来にわたり安全でおいしい水道水の確保に万全を期する見地から、国が示した水質基準等より厳しい独自の目標を設定した「おいしさに関する水質目標」に加え、国が法令や通知で検査を定めた水質項目以外についても独自の取組として検査します。

(1) おいしさに関する水質目標

お客さまにより安全でおいしい水をお配りするために、都独自の「おいしさに関する水質目標」を定め、目標の達成に向けて、水源から蛇口までの総合的な施策展開を図っています。

おいしさに関する水質目標は、表1-5に示す8項目で、浄水施設等の配水系統ごとに定めた131か所の蛇口（給水栓）で検査します。

表1-5 都独自の「おいしさに関する水質目標」

区分	項目	単位	国が定めた水質基準等	水質目標値	目標値の目安	測定頻度(回/年)	令和6年度の達成率	
におい	カルキ臭	残留塩素	mg/L	1.0以下	0.4以下	ほとんどの人が消毒用の塩素のにおい(カルキ臭の一種)を感じない	365	86.6%
			0.1以上	0.1以上				
		トリクロロアミン	mg/L	—	0.02未満	ほとんどの人がカルキ臭を感じない	4	100%
		臭気強度(TON)	—	3以下	1(臭気なし)	異臭味(カルキ臭を除く)を感じない	12	100%
	かび臭原因物質	2-メチルイソボルネオール	ng/L	10以下	3未満	かび臭を感じない	12	100%
ジェオスミン		ng/L	10以下	3未満	100%			
味	有機物(TOC)	mg/L	3以下	1以下	不快な味を感じない	12	100%	
外観	色度	度	5以下	1以下	色や濁りがわからない	365	100%	
	濁度	度	2以下	0.1以下		365	100%	

(2) 腸管ウイルス

水道水の安全性をより高めるため、国で示された病原性微生物（クリプトスポリジウム等）の他に、水を介して感染するウイルスの検査も実施します。ノロウイルス、エンテロウイルス及びアデノウイルスの3種類をPCR法により検査します。

(3) PRTR 対象物質（表1-6）

PRTR 制度^{注15}（化学物質排出・移動量届出制度）において、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる物質として、国によって計515物質（第一種指定化学物質）が指定されています。水道事業者に対しては、これらPRTR対象物質を検査することは義務付けられてはいませんが、東京都水道局では、水道水の安全性をより担保する観点から、独自に検査方法を開発し、特にモニタリングの必要性が高い43項目（表1-6）を検査します。

注15 PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境中へ排出及び事業所外へ移動する量を、事業者が国に届け出をし、国はそれら届出データ等に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度（参考：経済産業省ホームページ）

表 1-6 当局で独自に検査している PRTR 対象物質

番号	項目	番号	項目
1	アクリル酸エチル	24	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド
2	アクリル酸メチル	25	N, N-ジメチルホルムアミド
3	アクリル酸ブチル	26	デカノール
4	アクリロニトリル	27	トリエチルアミン
5	アセナフテン	28	トルイジン
6	2-アミノエタノール	29	ナフタレン
7	イソプレン	30	バナジウム
8	エチルベンゼン	31	ヒドロキノン
9	エチレンオキシド	32	4-ビニル1-シクロヘキセン
10	1, 2-エポキシプロパン	33	1-ブロモプロパン
11	1-オクタノール	34	2-ブロモプロパン
12	クメン	35	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド
13	グルタルアルデヒド	36	ヘキサン
14	クロロアニリン	37	ベタナフトール (β-ナフトール)
15	3-クロロプロペン	38	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物
16	クロロメタン	39	メタクリル酸メチル
17	シクロヘキシルアミン	40	α-メチルスチレン
18	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	41	メチルナフタレン
19	ジクロロベンゼン	42	3-メチルピリジン
20	ジクロロペンタフルオロプロパン	43	りん酸トリフェニル
21	N, N-ジシクロヘキシルアミン		
22	ジシクロペンタジエン		
23	N, N-ジメチルアセトアミド		

(4) 水源における重要な監視項目、その他 (表 1-7)

東京都水道局では、水源の監視や水質の動向変化を把握する上で必要な水源における重要な監視項目として、24 項目について検査することに加えて、水質管理上必要な項目やお客様の関心が高い項目を 18 項目選定し、適宜検査を実施します。

表1-7 水源における重要な監視項目、その他の検査項目

番号	項目	番号	項目		
水源における重要な監視項目	1	アンモニア態窒素	その他	1	アルカリ度
	2	硝酸態窒素		2	硫酸イオン
	3	臭気種類 (そのまま)		3	電気伝導率
	4	臭気種類 (塩素添加)		4	カルシウム硬度
	5	水温		5	マグネシウム硬度
	6	DO		6	カリウム
	7	DO%		7	アセトニトリル
	8	リン酸イオン		8	ϵ -カプロラクタム
	9	オルトリン酸態リン		9	2-(ジエチルアミノ)エタノール
	10	UV 260		10	1, 3-ジオキサラン
	11	総窒素		11	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン (トリグリシジルイソシアヌレート)
	12	総リン		12	1, 2, 4-トリメチルベンゼン
	13	大腸菌 (MPN)		13	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
	14	生物総数		14	二アクリル酸ヘキサメチレン
	15	珪藻類		15	無水マレイン酸
	16	緑藻類		16	メタクリル酸2-エチルヘキシル
	17	藍藻類		17	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル
	18	その他の藻類		18	メタクリル酸ブチル
	19	その他生物			
	20	流量			
	21	透明度			
	22	水色			
	23	水温分布 (1 m間隔)			
	24	ホルムアルデヒド生成能			

第6節 水質検査の機関と方法

1 検査機関

水道法第20条第3項では、水道事業者に水質検査を行うための検査施設を設けることを規定しています。東京都水道局では、水質センターと多摩水水質試験室の2か所の水質検査機関を設置しています。区部の水質検査を水質センターで、多摩地区の水質検査を多摩水水質試験室で行っており、不測の事態においても、補完し合いながら検査を遂行するバックアップの体制を整えています。

2 検査方法

水質基準項目（表1-1）の検査は、国が定めた検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法）により行います。

また、水質管理目標設定項目（表1-2）は国の通知、要検討項目（表1-3）は国から検査方法が示されていないため、上水試験方法（日本水道協会発行）等を参考に検査を行います。浄水処理対応困難物質（表1-4）は、国等から検査方法が示されていないため、都が独自に開発した方法により検査し、放射性物質（表1-4）、病原性微生物（表1-4）については、国等の示した検査方法に従い検査します。

なお、おいしさに関する水質目標（表1-5）の項目の一つであるトリクロラミンや、PRTR対象物質等（表1-6、1-7）は、国等から検査方法が示されていないため、都が独自に開発した方法により検査します。

第7節 定期的な水質検査

1 蛇口（給水栓）

（1）毎日検査【法令で義務付けられている水質検査】

水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づいて行う水質検査です。蛇口（給水栓）において、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）について、1日1回以上検査することが義務付けられています。

東京都水道局では、配水系統ごとに定めた131か所の蛇口（給水栓）において、自動水質計器で連続測定します。131か所の自動水質計器のデータを、水質センター及び多摩水水質試験室においてリアルタイムで集約し、管理します（図1-3）。



自動水質計器

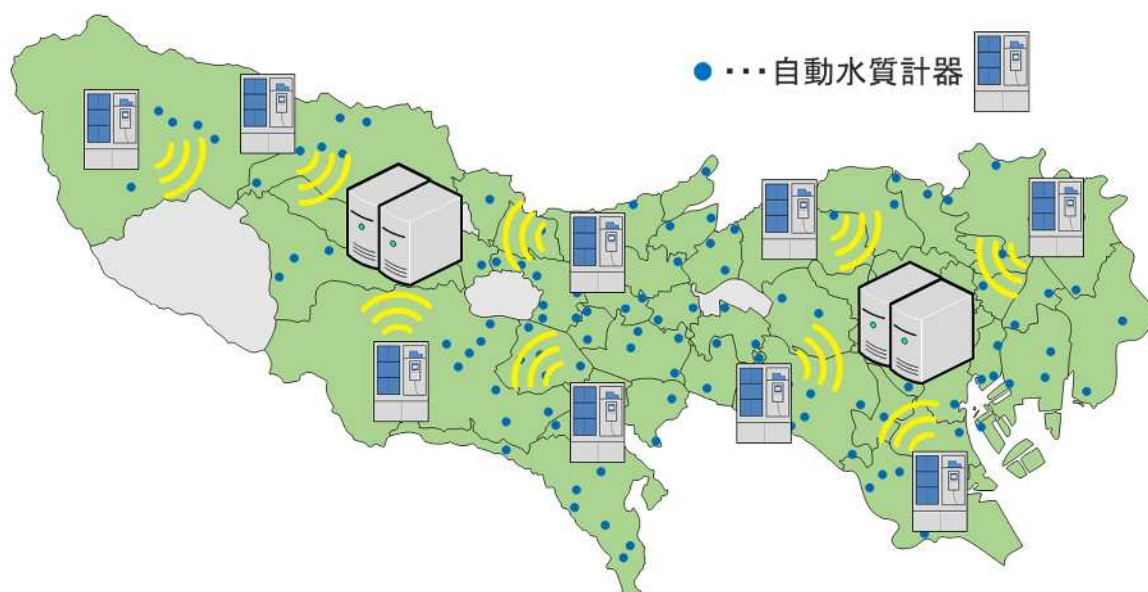


図1-3 自動水質計器による遠方監視（イメージ）

（2）水質基準項目【法令で義務付けられている水質検査】

水道法施行規則第15条第1項第1号ロに基づいて行う定期の水質検査です。水質検査を実施する地点は、蛇口（給水栓）を原則としており、検査頻度は、検査項目に応じて、おおむね1か月に1回以上又は3か月に1回以上とされています。

表1-8のとおり、検査項目の中には、検査箇所として浄水施設の出口を代替できる項目（計22項目）^{注16}や、過去の検出結果に応じて検査頻度を減らせる項目（計29項目）^{注17}がありますが、東京都水道局では、第2節の基本理念に基づ

き、以下の方針で検査します。

《方針》

- ア 検査箇所として浄水施設の出口を選定できる項目についても、原則、蛇口（給水栓）で検査します。
- イ 過去の検出結果に応じて検査頻度を減らせる項目についても、原則、減らさずに検査します。

注 16 水道法施行規則第 15 条第 1 項第 2 号

注 17 水道法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号ハ

表 1-8 水質基準項目

	番号	項目	法令で義務付けられた検査回数	検査箇所として、浄水施設の出口で代替できる項目 ^{注16}	過去の検出結果に応じて検査頻度を減らせる項目 ^{注17}	分類	
健康に関する項目	01	一般細菌	概ね1か月に1回以上			病原生物による汚染の指標	
	02	大腸菌					
	03	カドミウム及びその化合物	概ね3か月に1回以上	○	○	無機物・重金属	
	04	水銀及びその化合物		○	○		
	05	セレン及びその化合物		○	○		
	06	鉛及びその化合物			○		
	07	ヒ素及びその化合物		○	○		
	08	六価クロム化合物			○		
	09	亜硝酸態窒素		○	○		
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン					
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○	○		
	12	フッ素及びその化合物		○	○		
	13	ホウ素及びその化合物		○	○		
	14	四塩化炭素		○	○		
	15	1,4-ジオキサン		○	○		一般有機物
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○	○		
	17	ジクロロメタン	○	○			
	18	テトラクロロエチレン	○	○			
	19	トリクロロエチレン	○	○			
	20	ペルフルオロオクタンスルホン (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	○	○			
	21	ベンゼン	○	○			
	22	塩素酸			消毒副生成物		
	23	クロロ酢酸					
	24	クロロホルム					
	25	ジクロロ酢酸					
	26	ジブロモクロロメタン					
	27	臭素酸					
	28	総トリハロメタン					
	29	トリクロロ酢酸					
	30	ブロモジクロロメタン					
	31	ブロモホルム					
	32	ホルムアルデヒド					

番号	番号	項目	法令で義務付けられた検査回数	検査箇所として、浄水施設の出口で代替できる項目 ^{注16}	過去の検出結果に応じて検査頻度を減らせる項目 ^{注17}	分類
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	概ね3か月に1回以上		○	着色
	34	アルミニウム及びその化合物			○	
	35	鉄及びその化合物			○	
	36	銅及びその化合物			○	
	37	ナトリウム及びその化合物		○	○	味
	38	マンガン及びその化合物			○	着色
	39	塩化物イオン	概ね1か月に1回以上			味
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	概ね3か月に1回以上	○	○	
	41	蒸発残留物		○	○	
	42	陰イオン界面活性剤		○	○	
	43	ジオスミン	概ね1か月に1回以上			かび臭
	44	2-メチルイソボルネオール				
	45	非イオン界面活性剤	概ね3か月に1回以上	○	○	発泡
	46	フェノール類		○	○	臭気
	47	有機物(全有機炭素の量)	概ね1か月に1回以上			味
	48	pH値				基礎的性状
	49	味				
	50	臭気				
	51	色度				
	52	濁度				

注 16 水道法施行規則第 15 条第 1 項第 2 号

注 17 水道法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号ハ

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目の趣旨（第5節参照）を踏まえ、以下の方針で検査を行います。

《方針》

水質基準項目の検査に準じて、原則3ヶ月に1回以上検査します。

(4) 要検討項目

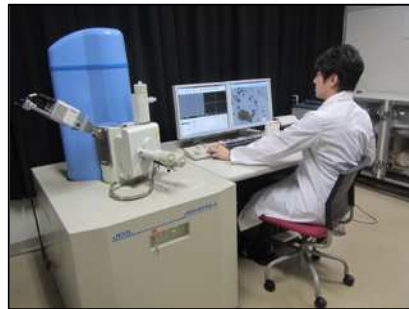
要検討項目の趣旨（第5節参照）を踏まえ、以下の方針で検査を行います。

《方針》

今後、水質管理目標設定項目に指定された場合に、法令の水質検査に準じた検査体制に円滑に移行できることを目的とし、原則年1回以上検査します。

(5) その他

水質管理上の理由で選定した項目に加え、健康上の必要性からお客さまの関心が高い項目について、定期的に検査します。



様々な水質検査の様子

2 浄水施設

(1) 水質基準項目

水質基準項目は、原則蛇口（給水栓）に適用されるもので、浄水施設の検査は法令で義務付けられていませんが、水質管理上の必要性から、浄水施設の入口及び出口において、以下の方針で検査を行います。

《方針》

ア 表流水を水源とする浄水施設

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。そのため、法令で定められている蛇口（給水栓）の水質検査と同じ頻度（おおむね1か月に1回以上又は3か月に1回以上）で検査します。

イ 伏流水・浅井戸又は深井戸を水源とする浄水施設

年間を通じて比較的水質が安定しているため、検査回数を減じている項目

があります。

(2) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目の趣旨（第5節参照）を踏まえ、以下の方針で検査を行います。

《方針》

ア 表流水を水源とする浄水施設

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。東京都水道局では、水質に万全を期すため、原則、給水栓と同じ頻度（3か月に1回以上）で検査します。

イ 伏流水・浅井戸又は深井戸を水源とする浄水施設

年間を通じて比較的水質が安定しているため、検査回数を減じている項目があります。

※ 農薬類について

水質管理目標設定項目の「農薬類」で検査する農薬については、国の通知^{注6}でリスト化された対象農薬（115種類）から、各水道事業者がその地域の状況を勘案して適切に選定することを基本としています。

東京都水道局では、出荷された農薬の原体量、毒性を示す指標である許容一日摂取量（ADI）、水源や原水及び浄水中の検出状況、農薬の化学的性質をそれぞれ数値化して評価し、検査する農薬を水系ごとに任意に選定し、年4回検査します。

(3) 要検討項目

要検討項目の趣旨（第5節参照）を踏まえ、以下の方針で検査を行います。

《方針》

水源ごとの情報・知見を把握することを目的とし、原則年1回検査します。

注6 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）

(4) 浄水処理対応困難物質

浄水処理対応困難物質の趣旨（第5節参照）を踏まえ、原水中の存在実態を把握するため、各水系を代表する浄水施設の入口で原則年1回検査します。

(5) 放射性物質

国の通知^{注9}では、浄水施設の出口で原則1か月に1回以上検査することとしています。東京都水道局では、各水系を代表する浄水施設で、出口及び入口において1か月に1回の頻度で検査します。また、その他の浄水施設の出口においても定期的に検査します。

(6) PRTR 対象物質

水道水の安全性をより担保する観点から、独自に検査方法を開発し、特にモニタリングの必要性が高い項目を、各水系を代表する浄水施設において、浄水施設の入口で原則年1回検査します。

(7) 病原性微生物

国の指針^{注10}では、表1-9のとおり、水源の性質や過去の検出頻度により浄水施設を4つのレベルに区分し、区分に応じた検査項目と検査頻度を記載しています。東京都水道局では、汚染の可能性が高いレベル3、4のすべての浄水施設で、病原性微生物を除去する施設を有しておりますが、特にレベル4では監視を強化するため、整備中の場合に準じた高い検査頻度で検査します。

(8) 腸管ウイルス

原水中の腸管ウイルスの存在実態と浄水施設における処理性を確認するため、各水系を代表する浄水施設において、検査を実施します。ウイルスが検出されやすい冬期に、浄水施設の入口及び出口において年1回検査します。

注9 水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について（平成24年3月5日建水発0305第2号）

注10 水道におけるクリプトスポリジウム対策指針（平成19年3月5日健水発第0330005号、令和元年5月29日改定）

表 1-9 病原性微生物の検査

レベル	説明	指針による検査項目及び頻度	東京都水道局の検査項目及び頻度
4	地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌 ^{注18} が検出されたことがある施設	病原性微生物の除去施設がある場合 ・クリプトスポリジウム等適切な頻度 ・指標菌 ^{注18} 適切な頻度	・クリプトスポリジウム等 3か月に1回
3	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌 ^{注18} が検出されたことがある施設	病原性微生物の除去施設が整備中の場合 ・クリプトスポリジウム等3か月に1回以上 ・指標菌 ^{注18} 月1回以上	・クリプトスポリジウム等1年に1回 ・嫌気性芽胞菌3か月に1回
2	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌 ^{注18} が検出されたことがない施設	・指標菌 ^{注18} 3か月に1回以上	・嫌気性芽胞菌3か月に1回
1	地表水等混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌 ^{注18} が検出されたことがない施設	・年1回、指標菌 ^{注18} 等の検査結果から、被圧地下水以外の水の混入の有無を確認	・嫌気性芽胞菌3か月に1回

3 水源

水源の経年的な水質変動の把握、水質事故の兆候把握、国への水質保全の要望等に役立てることを目的に、河川、湖沼、貯水池においては原則1か月に1回の頻度で検査を実施します。

また、多摩地区の井戸水源についても、定期的に検査を実施します。

検査項目については、水源ごとの特性を踏まえ、水質基準等の国が設定した項目やその他の項目の中から、必要な項目を選定するとともに、水源における重要な監視項目の検査を実施します(図1-2参照)。



水源の水質調査

注 18 大腸菌、嫌気性芽胞菌のこと



城沼 (群馬県館林市)

多摩川

第 8 節 臨時の水質検査

次のような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合、水道法第 20 条第 1 項及び水道法施行規則第 15 条第 2 項に基づき、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合
- ・ 浄水処理の過程で異常があった場合
- ・ 配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ・ その他、特に必要があると認められた場合

第 9 節 検査結果の精度と信頼性の確保

東京都水道局では、水質検査結果の信頼性を確保するため、絶えず分析機器の整備や検査技術の向上に努めています。また、自主的な精度管理の実施、検査試料の採水から検査結果の報告までの記録の保存、環境省の精度管理調査や東京都健康安全研究センターの水道水質検査精度管理への参加などにより、水質検査の精度向上に努めています。

さらに、水質センター及び多摩水水質試験室の両検査機関において、国際規格 (ISO/IEC 17025) の認定を取得し^{注19}、水質検査技術の客観性を担保しております。

注 19 認定された検査項目：金属類及び VOC (揮発性有機物質)



水質センター及び多摩水水質試験室の ISO/IEC 17025 認定書

～ISO/IEC 17025 とは？～

試験機関の検査精度と社会的信頼性を担保する国際規格のことで、品質マネジメントシステム ISO 9000 シリーズと異なり、ISO/IEC 17025 は品質システムの整備に加えて現実に技術力があることを、第三者が審査することで確保するというものです。認定取得後も、2年ごとの認定維持審査又は再認定審査が必要となるため、常に一定レベル以上の技術力を担保する仕組みとなっております。認定取得後は検査結果書にロゴマークを付与することができます。

第10節 水質検査結果の公表

水道法第24条の2及び施行規則第17条の5では、法令で義務付けられている定期の水質検査結果を公表することとなっています。東京都水道局では、法令で義務付けられた水質検査項目以外についても、水質検査計画に記載された検査項目について、表1-10のとおり公表しています。

表1-10 検査結果の公表

名称	公表頻度	検査項目	検査場所	掲載場所
今日の水質 ^{注20}	毎日 (平日)	<ul style="list-style-type: none"> ・残留塩素 ・濁度 ・色度 	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇口（給水栓） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当局ホームページ^{注21}
水質検査結果 ^{注20}	四半期毎	<ul style="list-style-type: none"> ・水質基準項目 ・水質管理目標設定項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇口（給水栓） ・浄水施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・当局ホームページ^{注21}
水質年報 ^{注22}	年1回	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査計画に記載された検査項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇口（給水栓） ・浄水施設 ・水源 	<ul style="list-style-type: none"> ・当局ホームページ^{注21} ※冊子版の配布先は表1-11のとおり

注20 速報値

注21 <https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suigen/data/>

注22 水質年報（冊子版）では、水質検査計画で予定された検査の一部しか掲載されていません。なお、水質年報（冊子版）に掲載されていない検査結果は、当局ホームページ（<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suigen/nempo/>）の「付録」として掲載しています。

表 1-11 水質年報（冊子版）の配布先

名称	名称	名称
都民情報ルーム	渋谷区立中央図書館	小金井市立図書館
水道歴史館	中野区立中央図書館	小平市中央図書館
東京都立中央図書館	杉並区立中央図書館	日野市立図書館
東京都立多摩図書館	豊島区立中央図書館	東村山市立中央図書館
東京都議会図書館	北区立中央図書館	国立市立くにたち中央図書館
国立国会図書館	ゆいの森あらかわ	福生市立中央図書館
千代田区立千代田図書館	板橋区立中央図書館	狛江市立中央図書館
中央区立京橋図書館	足立区立中央図書館	東大和市立中央図書館
港区立みなと図書館	葛飾区立中央図書館	清瀬市立中央図書館
新宿区立中央図書館	江戸川区立中央図書館	東久留米市立中央図書館
文京区立真砂中央図書館	八王子市中央図書館	稲城市立中央図書館
墨田区立ひきふね図書館	立川市中央図書館	西東京市中央図書館
江東区立江東図書館	三鷹市立三鷹図書館	武蔵村山市立雷塚図書館
品川区立品川図書館	府中市立図書館	あきる野市中央図書館
大田区立大田図書館	調布市立中央図書館	青梅市中央図書館
世田谷区立中央図書館	町田市立中央図書館	

第 11 節 お客さまからの依頼による水質検査

水道法第 18 条に基づき、お客さまから要望があった場合、水質検査を行います。その内容に応じ必要と判断した項目について水質検査を実施し、迅速にお客さまへ結果をお知らせします。

水道水の水質に異常を感じられた場合等で、水質検査を依頼したい時は、下記までお問合せください。

問合せ先

- ・ 区部にお住まいの方 : 水道局お客さまセンター 03-5326-1101
- ・ 多摩地域にお住まいの方 : 水道局多摩お客さまセンター 042-548-5110

第2章

区部における水質検査計画

第1節 検査機関 ～水質センター～

区部における水道水の水質検査は、昭和30年代まで東京都水道局が設置した浄水場で行っていましたが、昭和49年からは、検査技術の向上や水質の一元管理化を目的として設置した「水質センター」において実施しています。水質センターでは、蛇口や浄水場等の水について、法令で義務付けられた検査、国の通知で示された検査のほか、都独自に定めた検査項目に関する検査などを実施しています。一部の項目については、多摩地区の検査も実施しています。さらに、検査対象を拡大するため、検査方法の確立を図る取組も担っています。

また、水質センターでは、水質検査結果の客観的信頼性の確保及び水質検査技術の確実な維持・向上を図ることを目的として、国際的な試験所認定規格であるISO/IEC17025の認定を平成16年3月に取得し、金属類について15項目、揮発性有機化合物（VOC）について21項目が認定されています。



第2節 区部の水道における水源

区部の水道水源は主に表流水（河川水）、伏流水です。その流域は利根川・荒川水系及び多摩川水系等の関東地方のほぼ全域に及んでいます（図2-1）。

表流水（河川水）は、降水状況などの自然条件によって水質が変動しやすい傾向があります。一方、伏流水は、河川水が周辺の砂層などの中に浸透して流れる水のことをいいますが、地中でろ過が行われるため、地表水と比べて水質がよく、変動が少ない傾向があります。

1 利根川・荒川水系

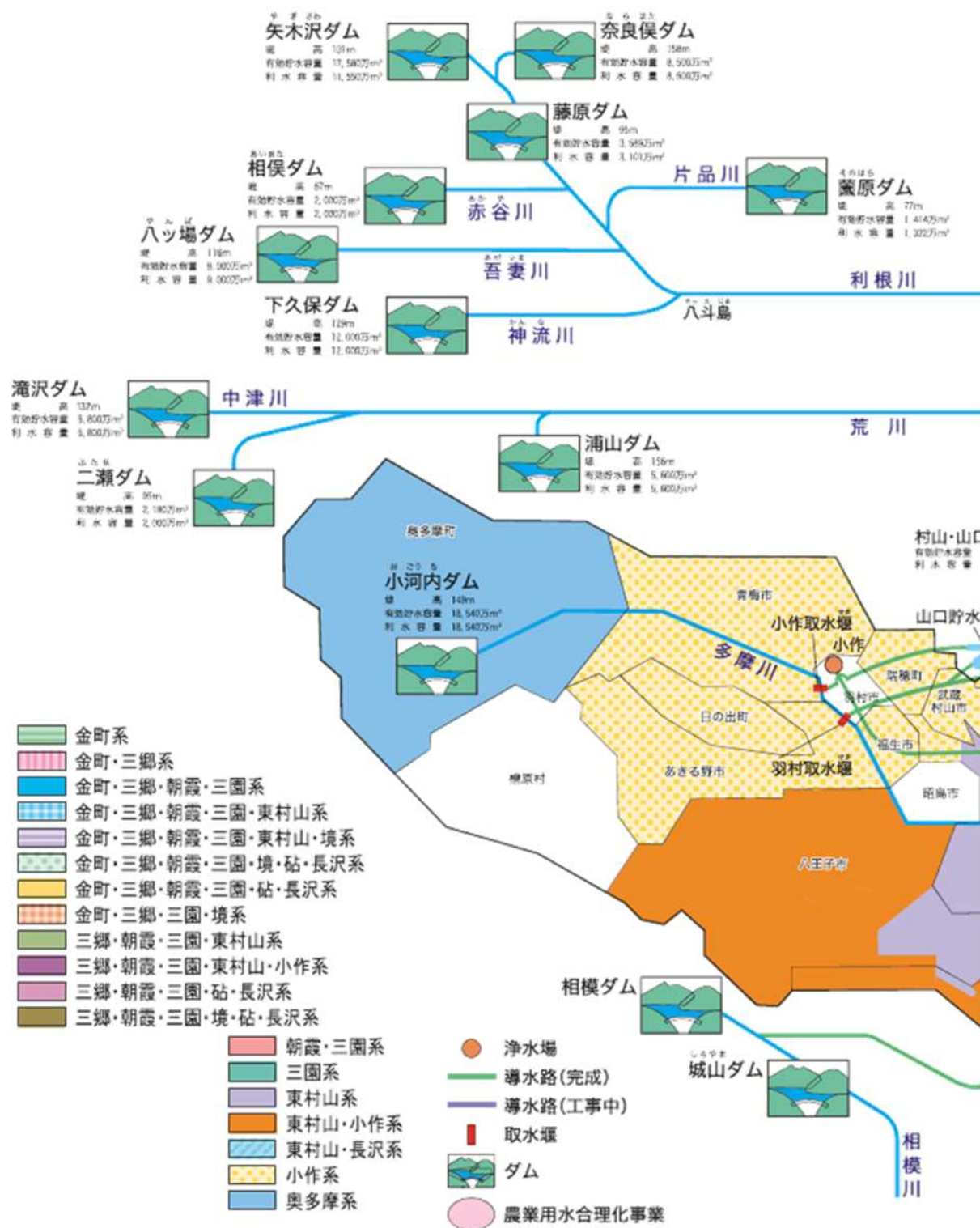
利根川・荒川水系は、油の流出等の水質事故が令和6年度で年間61件発生しており、他の水系と比べて流域面積が広く、また工場等が多いため発生件数が多い状況にあります。そのため、流域の42の水道事業者で情報共有の体制を構築し（利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会）、毎年、事故対応訓練を実施する等、水質事故時の迅速な対応に努めています。利根川・荒川水系から取水している浄水場で作られた水道水は、区部を中心に配水していますが、多摩地区の市街地へも配水しています。

2 多摩川水系

多摩川水系は、江戸上水開設から現在に至る約400年の水道の歴史を有しています。東京都独自の水源であり、東京都水道局では、羽村取水堰より上流の多摩川流域に広がる森林を明治34年から水道水源林として管理し、安定した河川流量の確保と小河内貯水池（奥多摩湖）の保全に努めています。現在、上流域は水質が非常に良好である一方、中・下流域では、工場排水、家庭排水等の影響を受けており、中・下流域に位置する浄水場（所）では、伏流水のみから取水しています。多摩川水系から取水している浄水場で作られた水道水は、多摩地区を中心に配水していますが、区部の城南地区（大田区、目黒区、世田谷区、品川区等）へも配水しています。

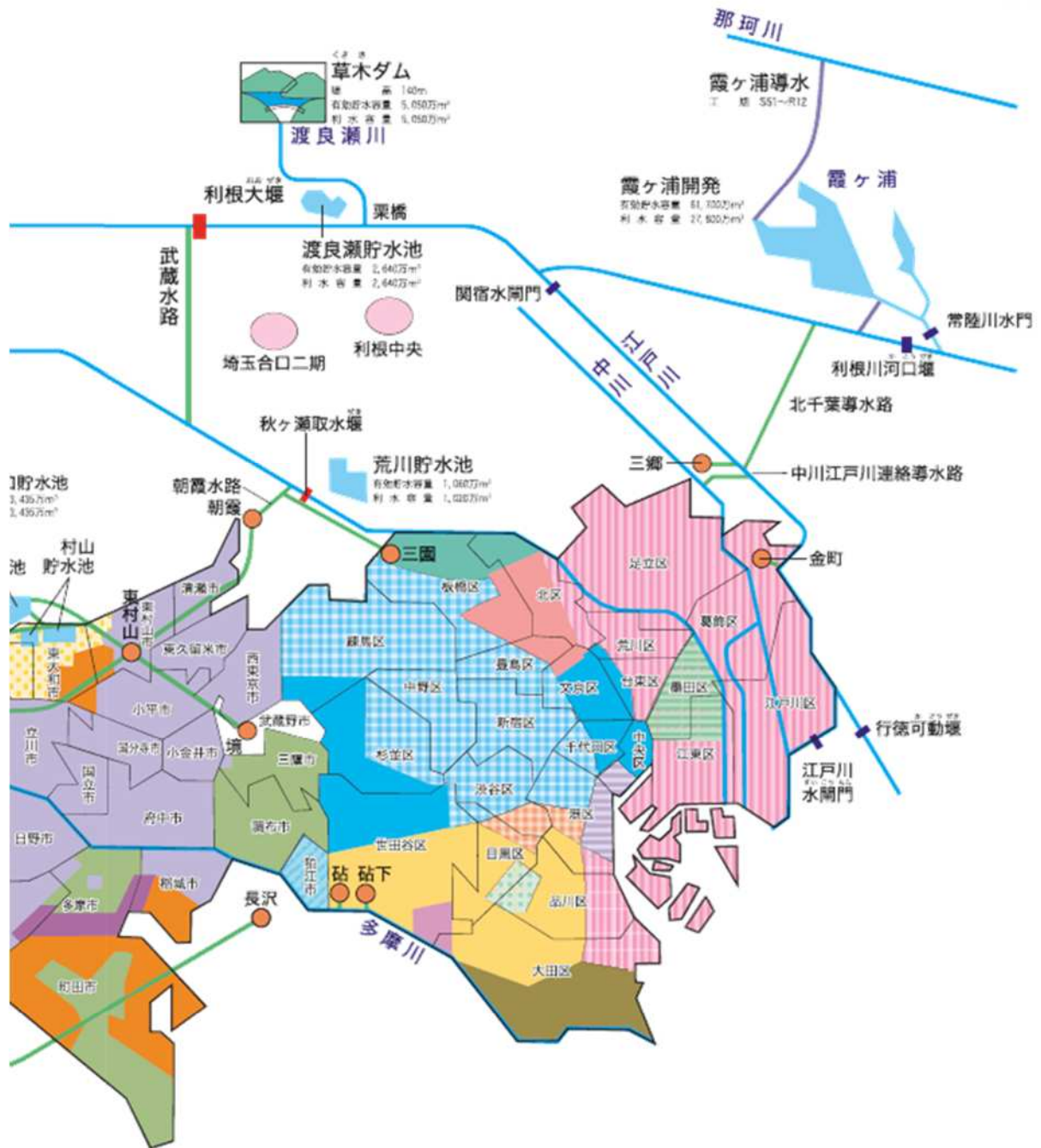
3 相模川水系

相模川水系では、戦後の復興による水道需要の急増に対応するため、川崎市との分水協定に基づき、原水が融通されています。昭和34年から、長沢浄水場で浄水処理した水を、主に城南地区（大田区、目黒区、世田谷区、品川区等）へ配水しています。



それぞれの給水する区域は工事に伴う運用状況等により変わります。
(令和7年4月1日時点)

図2-1 主要水源



第3節 水源の水質的特徴

区部の水源は、約80%が利根川・荒川水系、17%が多摩川水系、相模川水系を含むその他約3%となっています。水源ごとの水質的特徴は表2-1のようになっています。

表2-1 区部の水道水源の特徴

	利根川・荒川水系	多摩川水系	相模川水系
水源毎の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の水源の約8割を占めています。 ・流域が広いこと、上流域の生活排水や工場排水の流入で水質が悪化することがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都独自の水源であり、上流域の水質は非常に良好です。 ・近年、付着性藍藻がかび臭の原因になることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の相模湖から浄水場までの大部分が隧道（トンネル）で結ばれており、工場排水等の流入が少ないため、水質は非常に良好です。 ・夏期に、相模湖で藍藻が繁殖することがあり、かび臭の原因になることがあります。
浄水場（所）	東村山、金町、三郷、朝霞、三園	東村山、小作、境、砧、砧下	長沢

第4節 浄水施設及び浄水処理方式

区部の浄水場（所）では、利根川・荒川水系の全浄水場において、急速ろ過方式に加え、オゾン処理と生物活性炭吸着処理を組み合わせた高度浄水処理を導入しています。オゾンの強力な酸化力、生物の分解作用及び活性炭による吸着作用を活用することにより、通常の浄水処理では十分に処理できないかび臭原因物質、有機物、アンモニア態窒素等を効果的に処理し、より安全でおいしい水をお届けしています。

図2-2及び表2-2に、浄水場（所）を、図2-3に高度浄水処理の仕組みを示します。

なお、浄水施設は、浄水能力が10万m³/日以上を「浄水場」、それ未満の施設を「浄水所」としています。

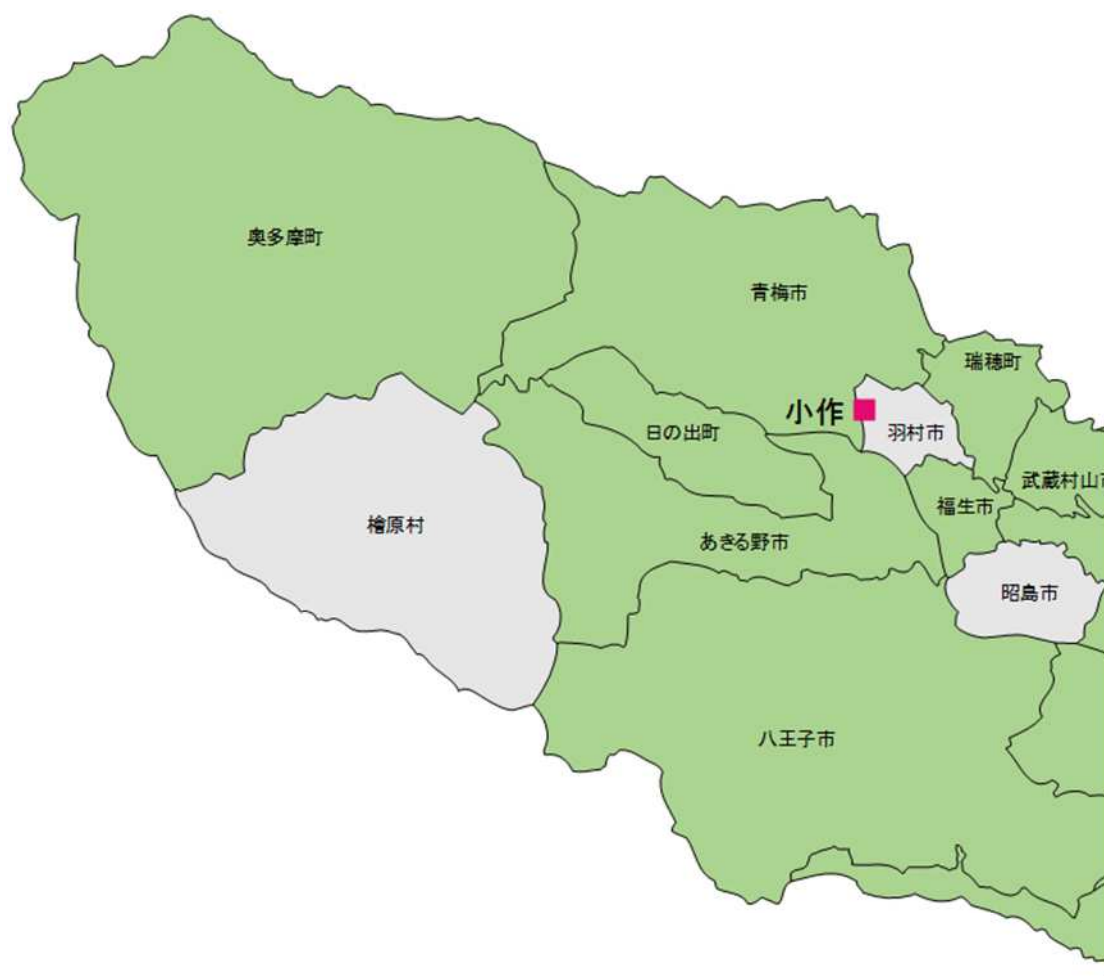


図2-2 区部浄水場(所)の所在地

表2-2 区部浄水場(所)の施設概要

(令和7年3月31日現在)

水系	浄水場(所)	施設能力 (千 m^3 /日)	比率(%)		処理方式
			浄水場別	水系別	
利根川・荒川	金町	1,500	21.9	80.1	急速ろ過方式・全量高度浄水処理
	三郷	1,100	16.1		
	朝霞	1,700	24.8		
	三園	300	4.4		
	東村山	880	18.5		急速ろ過方式・高度浄水処理
	385				
多摩川	小作	280	4.1	17.0	急速ろ過方式
	境	315	4.6		緩速ろ過方式
	砧	114.5	1.7		膜ろ過方式・緩速ろ過方式
	砧下	70	1.0		
	相模川	長沢	200		2.9
計		6,844.5	100.0	100.0	-

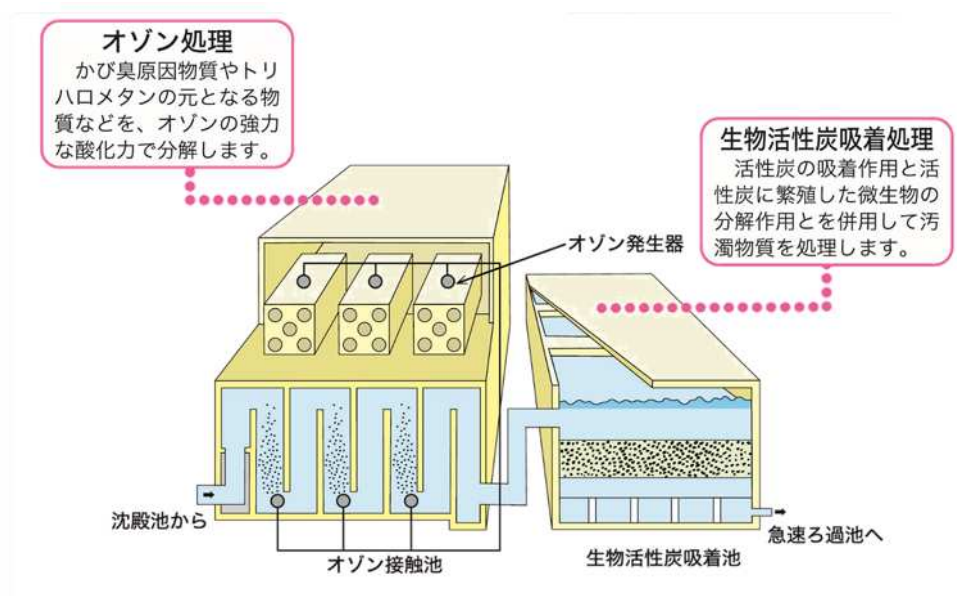


図2-3 高度浄水処理の仕組み

第5節 留意すべき水質項目

区部の水源から蛇口までの留意すべき水質項目については、表2-3のとおりです。

表2-3 留意すべき水質項目(区部)

	項目の説明	東京都の取組
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)【基20】	<ul style="list-style-type: none"> 環境中に残留したPFOS・PFOAが溶出に起因しており、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質から、健康影響の可能性が指摘されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な検査を実施し、基準値を超過することの無いように、PFOS・PFOAの濃度が高い井戸を停止する等の対応を行っています。
臭素酸【基27】	<ul style="list-style-type: none"> 工場排水由来で、嘔吐、腹痛、下痢、中枢神経抑制、溶血性貧血、肺水腫、腎不全及び聴覚障害等が報告されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 水源の定期的な調査及び他の水道事業者との情報共有を図る等により、水源水質の監視に努めています。
鉄【基35】 マンガン【基38】	<ul style="list-style-type: none"> 地質由来や工場排水等由来のもので、水道水の赤水や黒水といった着色の原因になるものです。 	<ul style="list-style-type: none"> 原水中の鉄、マンガンを消毒用薬品の塩素で酸化させ、除鉄、除マンガンの効果があるろ過材を使用し、除去しています。
かび臭原因物質 (ジェオスミン【基43】、2-メチルイソボルネオール【基44】)	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池等で繁殖する藻類により、放出される臭気物質です。 ジェオスミンは土臭、2-メチルイソボルネオールは墨汁臭の原因物質です。 極めて低い濃度でも、不快なおいを感じます。 	<ul style="list-style-type: none"> 高度浄水処理で除去しています。通常処理の浄水場では、粉末活性炭を注入して除去しています。 東京都独自に、国の水質基準よりも厳しい目標を定め、対応を強化しています。
有機物 (全有機炭素の量)【基47】	<ul style="list-style-type: none"> 濁水等により水源河川の水質が悪化した場合に、濃度が上昇します。 水道水中に多いと渋みをつけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 高度浄水処理で除去しています。 浄水場において、凝集処理の強化、もしくは粉末活性炭の注入により除去しています。
濁度【基52】	<ul style="list-style-type: none"> 濁りの程度を表します。 泥、砂、微生物等が原因物質で、降雨等により上昇します。 	<ul style="list-style-type: none"> 原水の濁度に応じて凝集剤の注入率を変更しています。 豪雨に伴う原水の濁度上昇頻度の増加に対応するため、高分子凝集剤等の凝集効果の高い凝集剤の活用を、浄水場の更新に合わせて進めます。
原虫類(クリプトスポリジウム等) ^{注1}	<ul style="list-style-type: none"> 畜産排水などに含まれ、嘔吐、下痢等を伴う水系感染症の原因となる病原微生物です。 	<ul style="list-style-type: none"> 表流水を原水とする浄水施設においては、国の指針^{注1}に基づき、ろ過水濁度を0.1度以下に維持しています。 定期的に原水のクリプトスポリジウムや指標菌の検査を実施しています。
浄水処理対応困難物質 ^{注2}	<ul style="list-style-type: none"> 浄水処理過程において、塩素と反応することにより、水質基準項目であるホルムアルデヒドやクロロホルムを生成するものです。 	<ul style="list-style-type: none"> 高度浄水処理で除去します。 定期的に水源において、ホルムアルデヒドを生成する物質の濃度を測定しています。
アンモニア態窒素	<ul style="list-style-type: none"> 浄水処理過程において、塩素と反応することにより、カルキ臭の原因であるクロラミン類を生成するものです。 冬期に濃度が高くなる傾向があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常処理では、アンモニア濃度に応じて浄水場における塩素の注入率を適切に調節します。 高度浄水処理では、生物活性炭吸着池で除去します。

		項目の説明	東京都の取組
水源	微生物類 (珪藻類等)	<ul style="list-style-type: none"> 貯水池等で繁殖する藻類のうち、ろ過障害を引き起こす藻類があります。 これらの藻類が浄水場(所)のろ過池まで数多く到達した場合、ろ過池が詰まり、浄水処理を適切に行えなくなる恐れがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 原水中の微生物類を顕微鏡で定期的に観察し、その生物種に合わせて凝集剤の注入率を強化する等、都度浄水処理条件の適正化を図ります。
	油(臭気)	<ul style="list-style-type: none"> 油は河川における水質事故で最も発生件数が多い原因物質です。 油を含んだ排水や廃油の不法投棄等により河川に流出することがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 原水に油による臭気がある場合は、粉末活性炭の注入量を強化します。
浄水場(所)	臭素酸 【基27】	<ul style="list-style-type: none"> 原水中の臭化物イオンが高度浄水処理のオゾンと反応して生成されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 濃度が上昇しないように、浄水処理の各工程水を検査することで、監視しています。 工程水の検査結果に応じて、オゾンの量を調節しています。
	クロラミン類(トリクロラミン等)	<ul style="list-style-type: none"> カルキ臭の原因物質の一つです。 原水中のアンモニアと消毒用薬品の塩素が反応し、浄水中で生成することがあります。そのため、塩素の注入量を適切に調節する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 原水中のアンモニア濃度に応じて塩素の注入率を変えています。 定期的に水質検査を実施し、クロラミン類の濃度が上昇していないことを確認しています。 浄水場に自動計器を設置し、常時監視しています。
蛇口(給水栓)	塩素酸 【基22】	<ul style="list-style-type: none"> 消毒用薬品の塩素の主成分である次亜塩素酸が分解すると生成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 消毒用薬品の品質を定期的に確認するとともに、給水栓において検査頻度を高め監視を強化しています。
	残留塩素 【目16】	<ul style="list-style-type: none"> 0.1mg/L以上とすることが法令で定められています。また、水質管理目標設定項目の目標値である1mg/L以下とするよう求められています。 残留塩素の濃度が高くなると、水道水にカルキ臭とよばれる臭気が発生します。 	<ul style="list-style-type: none"> よりおいしい水道水とするため、水質管理目標設定項目の目標値である1mg/L以下よりも厳しい都独自の水質目標(0.4mg/L以下)を定めています。 追加塩素注入設備の運用をはじめとした、残留塩素濃度の適正な管理を行っています。

【基】：水質基準項目、【目】：水質管理目標設定項目^{注3}、【要】要検討項目

注1 水道におけるクリプトスポリジウム対策指針(平成19年3月5日健水発第0330005号、令和元年5月29日改定)

注2 「浄水処理対応困難物質」の設定について(平成27年3月6日健水発0306第2号)

注3 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について(平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)

第6節 検査箇所

水質センターでは、区部浄水場（所）の蛇口（給水栓）、浄水施設（浄水場（所））、水源（表流水、伏流水）の各検査地点を検査しています。

1 蛇口（給水栓）

図2-4及び表2-4のとおり、23区内の47か所の蛇口（給水栓）で検査します。

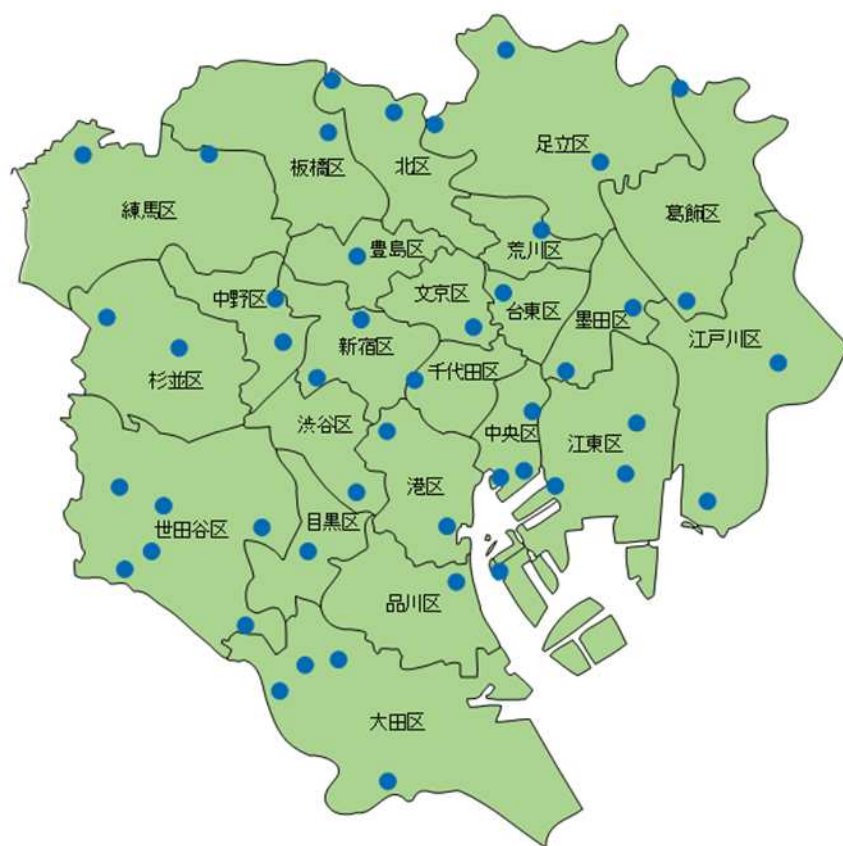


図2-4 区部の蛇口(給水栓)47か所

表2-4 区部の蛇口(給水栓)47か所の所在地

地点 No	所在地	地点 No	所在地
1	文京区本郷	25	中野区中野
2	品川区東品川	26	新宿区戸山
3	大田区南六郷	27	新宿区西新宿
4	大田区西馬込	28	中央区勝どき
5	大田区鵜ノ木	29	葛飾区西水元
6	世田谷区玉川田園調布	30	江東区新砂
7	世田谷区鎌田	31	墨田区千歳
8	世田谷区祖師谷	32	江東区南砂
9	世田谷区岡本	33	江戸川区臨海町
10	世田谷区桜丘	34	江戸川区東瑞江
11	世田谷区野沢	35	葛飾区西新小岩
12	北区赤羽台	36	千代田区六番町
13	渋谷区恵比寿西	37	墨田区立花
14	港区南青山	38	中野区上高田
15	目黒区目黒本町	39	足立区新田
16	豊島区西池袋	40	荒川区南千住
17	板橋区前野町	41	足立区入谷
18	北区浮間	42	台東区上野公園
19	練馬区田柄	43	中央区日本橋浜町
20	練馬区大泉学園町	44	江東区青海
21	杉並区西荻北	45	江東区豊洲
22	港区海岸	46	足立区西綾瀬
23	大田区南雪谷	47	中央区晴海
24	杉並区成田東		

2 浄水施設

図2-2で示した稼働中の10浄水場(所)の入口及び出口について、検査します。区部浄水場(所)の水系については、表2-5のとおりです。

なお、東村山浄水場については、利根川・荒川水系と多摩川水系の両方を利用してはいますが、水質検査の分類としては、利根川・荒川水系として扱います。

表2-5 区部浄水場(所)の水系

No.	施設名	水系	
1	金町浄水場	利根川 ・荒川	表流水
2	三郷浄水場		
3	朝霞浄水場		
4	三園浄水場		
5	東村山浄水場	多摩川	伏流水
6	小作浄水場		
7	境浄水場		
8	砧浄水場		
9	砧下浄水所	相模川	表流水
10	長沢浄水場		

3 水源

区部浄水場（所）の水源は、利根川、江戸川、荒川、多摩川及び相模川であり、関東地方のほぼ全域に及んでいます。広域にわたるこれら水源の水質の動向を把握し、湖沼及び貯水池の水質管理や国への水源の水質保全の要望、適正な浄水処理等に役立てるため現地調査を実施しています。調査地点は、支川を含めた47か所に加え、事故対応のための訓練を想定した簡易検査を合わせると、63か所です。（表2-6及び図2-5）。

表2-6 調査地点(一覧)

本川等の主要な調査地点			支川等調査地点		
水系名	河川・湖沼	調査地点	水系名	河川・湖沼	調査地点
・利根川水系上流	利根川	刀水橋	利根川上流・荒川水系	荒川	西野橋
	利根川	利根大堰		入間川	釘無橋
	荒川	久下橋		越辺川	〃
	荒川	御成橋（滝馬室橋）		市野川	大塚橋
	荒川	上江橋（荒川）		鳥羽井沼	鳥羽井沼排水路
	入間川	上江橋（入間川）		荒川	八塚樋管
	荒川	羽根倉橋		江川排水路	宮下樋管
	荒川	秋ヶ瀬取水堰		飯盛川	注連松橋
	・利根川下流 ・江戸川水系	渡良瀬川		三国橋	福川
江戸川		関宿橋		休泊川	児島橋 ^{注4}
江戸川		野田橋		石田川	小島橋 ^{注4}
江戸川		流山橋		小山川	新小山川橋 ^{注4}
江戸川		三郷取水庭		和田吉野川	吉見橋 ^{注4}
江戸川		上葛飾橋		滑川	向台橋 ^{注4}
江戸川		金町取水塔		越辺川	天神橋 ^{注4}
中川		中川取水口		飯盛川	氷川橋 ^{注4}
多摩川水系	多摩川	小河内水褥池	矢場川	後橋 ^{注4}	
	多摩川	楓橋	青毛堀川	二枚橋 ^{注4}	
	多摩川	羽村取水堰	入間川	昭代橋 ^{注4}	
	秋川	高月堰	入間川	平塚橋 ^{注4}	
	多摩川	拝島取水口			
	多摩川	多摩水道橋			
利根川下流・江戸川水系	中川	新中川水管橋	多摩川水系	丹波川	本流（下）水位観測所
	五駄沼	五駄沼排水樋管		後山川	後山川水位観測所
	座生川	座生川排水樋管		小菅川	小菅川水位観測所
	江戸川	梅郷第二排水樋管		峰谷川	峰谷川水位観測所
	利根川	利根運河		くき沢	くき沢橋下流地点
	権現堂川	大平橋			
	城沼	つつじ橋			
	谷田川	下宮橋			
	渡良瀬川	三国橋 右岸			
	渡良瀬川	三国橋 左岸			
	利根川	利根川橋			
	思川	乙女大橋			
秋山川	大古屋橋 ^{注4}				
渡良瀬川	新開橋 ^{注4}				
鬼怒川	玉台橋 ^{注4}				
飯沼川	法師戸水門 ^{注4}				

注4 事故対応訓練の一環であるため、通常の検査とは異なり、簡易検査を実施しています。



小河内貯水池



利根大堰



羽村取水堰

秋ヶ瀬取水堰



図2-5 水源の調査地点

第7節 検査対象項目と検査頻度

1 蛇口（給水栓）

（1）毎日検査【法令で義務付けられている水質検査】

毎日検査とは、水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づいて行う水質検査です。蛇口（給水栓）において、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）について、1日1回以上検査することが義務付けられています。

（2）水質基準項目【法令で義務付けられている水質検査】（表2-7）

水質基準項目とは、水道法第4条に基づいて水質基準に関する省令^{注5}によって定められているもので、現在52項目あります。水道水はこの基準に適合するものでなければならず、原則、蛇口（給水栓）における検査が義務付けられています。

水質センターでは、表2-7の頻度で検査します。

（3）水質管理目標設定項目（表2-8）

水質管理目標設定項目とは、毒性の評価が暫定的であるか、現在まで水道水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、水道水中に検出される可能性があるものなど、水質管理上留意すべき項目として、水質基準項目に準じて検査することを国から要請^{注3}されている項目です。

法令の水質検査に準じたものとするため、原則3か月に1回以上検査しますが、水質管理上必要な項目については、1か月に1回以上検査します。

（4）要検討項目（表2-9）

要検討項目とは、毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等の物質で、情報・知見を収集すべきものとして、国が通知^{注6}で設定しています。

今後、水質管理目標設定項目に指定された場合に、円滑に検査を実施できるよう、各浄水場を代表する蛇口（給水栓）にて、原則年1回以上検査します。

（5）その他（表2-10）

水質管理上の理由で選定した項目に加え、健康上の必要性からお客さまの関心が高い項目について、表2-10のとおり検査します。

注3 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）

注5 水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）

注6 「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部改正について（平成16年1月22日健水発第0122002号厚生労働省健康局水道課長通知）

表2-7 水質基準項目の検査(蛇口)

番号	項目	水質基準値	法定の検査頻度	検査頻度(回/年)	分類	主な由来	
健康に関する項目	01	一般細菌	100個/mL以下	月1回以上	12	病原生物	生活排水
	02	大腸菌	検出されないこと		12		生活排水
	03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	3か月に1回以上	4	無機物 重金属	メッキ工場、亜鉛鉱山
	04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		4		電気機器、農薬散布
	05	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4		電子部品、鉱山排水
	06	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4		工場排水、鉛製水道管
	07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4		工場排水、地質由来
	08	六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4		メッキ工場、染料
	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		4		肥料、生活排水
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		4		メッキ工場、金属精錬
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		4		肥料、生活排水
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		4		土壌、ガラス製造
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4		鉄合金、ガラス製造
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	3か月に1回以上	4	一般 有機物	溶剤、塗料
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		4		溶剤
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		4		溶剤、香料、ラッカー
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		4		殺虫剤、塗料、ニス
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		4		ドライクリーニング
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		4		金属洗浄用溶剤
	20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下		4		消火剤、撥水剤
	21	ベンゼン	0.01mg/L以下		4		染料、合成ゴム、顔料
	22	塩素酸	0.6mg/L以下	3か月に1回以上	12	消毒副 生成物	浄水薬品(消毒剤)
	23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		4		原水中の有機物質や臭素が浄水処理過程(塩素処理、オゾン処理等)で反応することにより生成
	24	クロロホルム	0.06mg/L以下		4		
	25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4		
	26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		4		
	27	臭素酸	0.01mg/L以下		4		
	28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		4		
	29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4		
	30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		4		
	31	ブロモホルム	0.09mg/L以下		4		
	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		4		

番号	項目	水質基準値	法定の検査頻度	検査頻度(回/年)	分類	主な由来	
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	3か月に1回以上	4	着色	土壌、工場排水	
	34	アルミニウム及びその化合物		4		土壌、凝集剤(浄水薬品)	
	35	鉄及びその化合物		4		土壌、工場排水	
	36	銅及びその化合物		4		鉱山、工場排水	
	37	ナトリウム及びその化合物		4	味	土壌、工場排水	
	38	マンガン及びその化合物		4	着色	合金、乾電池	
	39	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回以上	12	味	土壌、家庭排水
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	3か月に1回以上	4		土壌
	41	蒸発残留物	500mg/L以下		4		ミネラル分(土壌)
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	月1回以上	1 ^{注7}	発泡	家庭排水
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		12	かび臭	微生物(藍藻類)
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		12		
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		3か月に1回以上	1 ^{注7}	発泡
	46	フェノール類	0.005mg/L以下	月1回以上	1 ^{注7}	臭気	合成樹脂、繊維
	47	有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下		12	味	土壌、下水、工場排水
	48	pH値	5.8以上8.6以下		365 ^{注8}	基礎的性状	微生物の活動
	49	味	異常でないこと		12		ミネラル分、有機物質
	50	臭気	異常でないこと		12		有機物質、微生物
	51	色度	5度以下		365 ^{注8}		有機物質(土壌)
	52	濁度	2度以下		365 ^{注8}		粘土鉱物(土壌)、微生物

注7 検出状況を勘案し、水道法施行規則第15条第1項第3号ハ(過去の検出状況に応じて検査頻度を減じることができる)

を適用し、検査頻度を減じています。

注8 自動水質計器による検査

表2-8 水質管理目標設定項目の検査(蛇口)

番号 ^{注9}	項目	目標値	検査頻度 (回/年)	分類	主な由来
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	無機物 重金属	蓄電池、難燃助剤
目 02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)	4		鉱床、核燃料
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4		鋼材、メッキ工場
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	一般 有機物	合成樹脂、溶剤
目 08	トルエン	0.4mg/L以下	4		染料、香料
目 09	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.08mg/L以下	— ^{注10}		プラスチック添加剤
目 10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	消毒副 生成物	消毒剤、漂白剤
目 12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用していないため 検査を省略	消毒剤	消毒剤、漂白剤
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	4	消毒副 生成物	有機物質が浄水処理過程 で反応して生成
目 14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	4		
目 15	農薬類	1 以下 ^{注12}	— ^{注10}	農薬	農薬
目 16	残留塩素	1mg/L以下	365 ^{注8}	臭気	浄水薬品(消毒剤)
目 17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ^{注11}	10mg/L以上 100mg/L以下	4	味	土壌、工場排水
目 18	マンガン及びその化合物 ^{注11}	0.01mg/L以下	4	着色	土壌、工場排水
目 19	遊離炭酸	20mg/L以下	— ^{注10}	味	土壌、微生物活動
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	臭気	ドライクリーニング
目 21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	一般 有機物	燃料添加剤、溶剤
目 22	有機物等(過マンガン酸カリウム 消費量)	3mg/L以下	全有機炭素(水質基準 項目)の検査で代替	味	土壌、工場排水
目 23	臭気強度(TON)	3以下	12	臭気	微生物、工場排水
目 24	蒸発残留物 ^{注11}	30mg/L以上 200mg/L以下	4	味	ミネラル分(土壌)
目 25	濁度 ^{注11}	1度 以下	365 ^{注8}	基礎的 性状	粘土鉱物(土壌)、 微生物
目 26	pH 値 ^{注11}	7.5 程度	365 ^{注8}	管路の 腐食性の指標	ミネラル分、有機物質
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	4		pH値、アルカリ成分
目 28	従属栄養細菌	2000個/mL以下 (暫定)	4	水道施設の 健全性の指標	生活排水
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	一般 有機物	合成樹脂
目 30	アルミニウム及びその化合物 ^{注11}	0.1mg/L以下	4	着色	土壌、工場排水

注8 自動水質計器による検査

注9 目 04、06、11、31は水質基準項目に移行したことから、目 07は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。

注10 送配水過程で濃度が上昇しないため、浄水場(所)出口で検査を行っています。

注11 水質基準項目と重複している項目です。

注12 農薬類の目標値は、表2-13の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下とされています。

表2-9 要検討項目の検査(蛇口)

番号 ^{注13}	項目	目標値	検査頻度 (回/年)	分類
要 01	銀及びその化合物	—	1	無機物 重金属
要 02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	1	
要 03	ビスマス及びその化合物	—	1	
要 04	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	1	
要 05	アクリルアミド	0.0005mg/L	1	一般有機物
要 06	アクリル酸	—	1	
要 07	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L (暫定)	1	
要 08	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L (暫定)	1	
要 09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5mg/L	1	
要 10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L (暫定)	1	
要 11	塩化ビニル	0.002mg/L	1	
要 12	酢酸ビニル	—	1	
要 13	2, 4-トルエンジアミン	—	1	
要 14	2, 6-トルエンジアミン	—	1	
要 15	N,N-ジメチルアニリン	—	1	
要 16	スチレン	0.02mg/L	1	
要 17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	— ^{注10}	
要 18	トリエチレンテトラミン	—	1	
要 19	ノニルフェノール	0.3mg/L (暫定)	1	
要 20	ビスフェノールA	0.1mg/L (暫定)	1	
要 21	ヒドラジン	—	1	無機物
要 22	1,2-ブタジエン	—	1	一般有機物
要 23	1,3-ブタジエン	—	1	
要 24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	1	
要 25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	1	
要 26	マイクロキスチン-LR	0.0008mg/L (暫定)	1	
要 27	有機ず化合物	0.0006mg/L (暫定) ^{注14}	1	

番号 ^{注13}		項目	目標値	検査頻度 (回/年)	分類
要	28	ブロモクロロ酢酸	—	1	消毒副 生成物
要	29	ブロモジクロロ酢酸	—	1	
要	30	ジブロモクロロ酢酸	—	1	
要	31	ブロモ酢酸	—	1	
要	32	ジブロモ酢酸	—	1	
要	33	トリブロモ酢酸	—	1	
要	34	トリクロロアセトニトリル	—	1	
要	35	ブロモクロロアセトニトリル	—	1	
要	36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	1	
要	37	アセトアルデヒド	—	1	
要	38	MX	0.001mg/L	1	
要	40	キシレン	0.4mg/L	1	一般有機物
要	41	過塩素酸	0.025mg/L	1	無機物
要	44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001mg/L	1	一般有機物
要	45	アニリン	0.02mg/L	1	
要	46	キノリン	0.0001mg/L	1	
要	47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	1	
要	48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2mg/L	1	
要	49	要検討PFAS ^{注15}	—	1	

注10 送配水過程で濃度が上昇しないため、浄水場(所)出口で検査を行っています。

注13 要39は要件等項目から削除されたことから、要42、43は水質基準項目に移行したことから、欠番となっています。

注14 トリブチルスズオキシドの目標値

注15 「要検討PFAS」は、ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO-DA)の8物質である。

表2-10 その他(蛇口)

	項目	目標値	検査頻度 (回/年)
その他	水温	—	365 ^{注8}
	アルカリ度	—	12
	硫酸イオン	—	4
	電気伝導率	—	365 ^{注8}
	カルシウム硬度	—	4
	マグネシウム硬度	—	4
	カリウム	—	4
都目標 ^{注16}	トリクロラミン	不検出	4

注8 自動水質計器による検査

注16 都独自の「おいしさに関する水質目標」

2 浄水施設

浄水場（所）の入口及び出口では、水質管理上の必要性から、水質基準項目から腸管ウイルス検査まで様々な検査を以下のとおり行います。

（1）水質基準項目（表 2-11）

法令に基づく水質基準項目の検査は、原則蛇口（給水栓）に適用されるもので、浄水場（所）の検査では義務付けられていませんが、水質管理上の必要性から、浄水場（所）の入口、出口においても以下のとおり検査を行います。各水系に該当する浄水場（所）は表 2-5 のとおりです。

ア 表流水を水源とする浄水場

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。そのため、蛇口（給水栓）における水質検査と同じ頻度で検査します。

イ 伏流水を水源とする浄水場（所）

年間を通じて比較的水質が安定していますが、水質に万全を期すために、原則、蛇口（給水栓）における水質検査と同じ頻度で検査します。

（2）水質管理目標設定項目（表 2-12）

水質管理目標設定項目の趣旨を踏まえ、以下のとおり検査を行います。各水系に該当する浄水場（所）は表 2-5 のとおりです。

ア 表流水を水源とする浄水場

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。水質センターでは、水質に万全を期すため、原則、給水栓と同じ頻度（3か月に1回以上）で検査します。

イ 伏流水を水源とする浄水場（所）

年間を通じて比較的水質が安定しているため、検査回数を減じている項目があります。

※ 農薬類について

水質管理目標設定項目の「農薬類」で検査する農薬については、国の通知^{注3}でリスト化された対象農薬（115種類）から、各水道事業者がその地域の状況を勘案して適切に選定することを基本としています。水質センターでは、出荷された農薬の原体量、毒性を示す指標である許容一日摂取量（ADI）、水源や原水及び浄水中の検出状況、農薬の化学的性質をそれぞれ数値化して評価し、検査する農薬を水系ごとに選定しています。水質センターで検査している農薬は表 2-13 のとおりです。

(3) 要検討項目 (表 2-14)

要検討項目の趣旨を踏まえ、水質センターでは、水源ごとの情報・知見を把握することを目的とし、浄水場(所)の入口、出口において、原則年1回検査します。

(4) 浄水処理対応困難物質 (表 2-15)

浄水処理過程により水質基準項目等の物質を生成するという性質上、原水中の存在実態を把握するため、各水系を代表する浄水場(表 2-16)において、浄水場入口で原則年1回検査します。

(5) 放射性物質 (表 2-15)

浄水場出口で1か月に1回の頻度で検査します。各水系を代表する浄水場(表 2-16)においては、浄水場入口でも1か月に1回の頻度で検査します。

(6) PRTR 対象物質 (表 2-15)

水道水の安全性をより担保する観点から、独自に検査方法を開発し、特にモニタリングの必要性が高い項目を、各水系を代表する浄水場(表 2-16)において、浄水場入口で原則年1回検査します。

(7) 病原性微生物 (表 2-15、表 2-17 及び表 2-18)

国の指針^{注1}で示されたレベルに応じて、検査を実施します。

(8) 腸管ウイルス検査 (表 2-15)

原水中のウイルスの存在実態と浄水場における処理性を確認するため、各水系における代表浄水場(表 2-16)において、ウイルス検査を実施します。ウイルスが検出されやすい冬期に、浄水場の入口及び出口において年1回検査します。

(9) その他 (表 2-15)

上記の項目に属さないもので、水質管理上必要な項目について、表 2-15 のとおり検査します。

注1 水道におけるクリプトスポリジウム対策指針(平成19年3月5日健水発第0330005号、令和元年5月29日改定)

注3 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について(平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)

表2-11 水質基準項目の検査(浄水場(所)の出口及び入口)

番号	項目	水質基準値	検査頻度(回/年)				分類
			浄水場(所) 出口		浄水場(所) 入口		
			表流水	伏流水	表流水	伏流水	
健康に関する項目	01 一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	12	病原生物による汚染の指標
	02 大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	
	03 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	4	4	4	無機物・重金属
	04 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	4	4	4	
	05 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	06 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	07 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	08 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	
	09 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	4	4	4	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	4	4	4	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	4	4	4	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	4	4	4	一般有機物
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	4	4	4	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	4	4	4	
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	4	4	4	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	4	4	4	4	
	21 ベンゼン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	22 塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	4	消毒副生成物
	23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	__注17	__注17	
	24 クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	__注17	__注17	
	25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	__注17	__注17	
	26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	__注17	__注17	
	27 臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	4	
	28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	__注17	__注17	
	29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	__注17	__注17	
	30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	__注17	__注17	
	31 ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	4	__注17	__注17	
	32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	__注17	__注17	

番号	項目	水質基準値	検査頻度(回/年)				分類	
			浄水場(所) 出口		浄水場(所) 入口			
			表流水	伏流水	表流水	伏流水		
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	着色
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	4	4	4	
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	4	4	4	
	36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	4	4	4	味
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	4	4	4	着色
	39	塩化物イオン	200mg/L以下	4	4	4	4	味
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	4	4	4	4	
	41	蒸発残留物	500mg/L以下	4	4	4	4	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	1 ^{注7}	4	1 ^{注7}	発泡
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12	1 ^{注18}	12	1 ^{注18}	かび臭
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12	1 ^{注18}	12	1 ^{注18}	
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	1 ^{注7}	4	1 ^{注7}	発泡
	46	フェノール類	0.005mg/L以下	4	1 ^{注7}	4	1 ^{注7}	臭気
	47	有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	12	12	12	12	味
	48	pH 値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	基礎的性状
	49	味	異常でないこと	12	12	— ^{注19}	— ^{注19}	
	50	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	
51	色度	5度 以下	12	12	12	12		
52	濁度	2度 以下	12	12	12	12		

注 7 検出状況を勘案し、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号ハ(過去の検出状況に応じて検査頻度を減じることができる)を適用し、検査頻度を減じています。

注 17 消毒副生成物は浄水処理過程で生成するため、浄水場(所) 入口では検査を行いません。

注 18 通年に渡り産出する藻類の発生が少ないことが明らかであるため、伏流水では検査頻度を減じています。

注 19 検査方法が飲用による官能法であるため、浄水場(所) 入口では実施しません。

表2-12 水質管理目標設定項目の検査(浄水場(所)出口及び入口)

番号 ^{注9}	項目	目標値	検査頻度(回/年)				分類
			浄水場(所)出口		浄水場(所)入口		
			表流水	伏流水	表流水	伏流水	
目01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	無機物・ 重金属
目02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)	4	4	4	4	
目03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	4	4	4	一般 有機物
目08	トルエン	0.4mg/L以下	4	4	4	4	
目09	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	0.08mg/L以下	1	1/3 ^{注7}	1	__ ^{注7}	
目10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	1	__ ^{注17}	__ ^{注17}	消毒副 生成物
目12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用していないため 検査を省略				消毒剤
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	4	1	__ ^{注17}	__ ^{注17}	消毒副 生成物
目14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	4	1	__ ^{注17}	__ ^{注17}	
目15	農薬類	1以下 ^{注12}	4	1/3 ^{注7}	4	__ ^{注7}	農薬
目16	残留塩素	1mg/L以下	12	12	—	—	臭気
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ^{注11}	10mg/L以上 100mg/L以下	4	4	4	4	味
目18	マンガン及びその化合物 ^{注11}	0.01mg/L以下	4	4	4	4	着色
目19	遊離炭酸	20mg/L以下	4	4	4	4	味
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	4	4	4	臭気
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	4	4	4	一般 有機物
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	全有機炭素(水質基準項目)の検査で代替 できるため検査を省略				味
目23	臭気強度(TON)	3以下	12	12	__ ^{注20}	__ ^{注20}	臭気
目24	蒸発残留物 ^{注11}	30mg/L以上 200mg/L以下	4	4	4	4	味
目25	濁度 ^{注11}	1度以下	12	12	12	12	基礎的 性状
目26	pH値 ^{注11}	7.5程度	12	12	12	12	管路の 腐食性の指標
目27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	4	4	__ ^{注21}	__ ^{注21}	
目28	従属栄養細菌	2000個/mL以下 (暫定)	4	4	__ ^{注21}	__ ^{注21}	水道施設の 健全性の指標
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	4	4	4	一般 有機物
目30	アルミニウム及びその化合物 ^{注11}	0.1mg/L以下	4	4	4	4	着色

注7 検出状況を勘案し、水道法施行規則第15条第1項第3号ハ(過去の検出状況に応じて検査頻度を減じることができる)を適用し、検査頻度を減じています。

注9 目04、06、11、31は水質基準項目に移行したことから、目07は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。

注11 水質基準項目と重複している項目です。

注12 農薬類の目標値は、表2-13の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下とされています。

注17 消毒副生成物は浄水処理過程で生成するため、浄水場(所)入口では検査を行いません。

注20 浄水処理の条件は、臭いの強さではなく、臭いの種類が重要な指標となります。本指標は臭いの強さを数値化するものであることから、検査を行いません。

注21 浄水場(所)出口から蛇口までの配水過程における指標であるため、浄水場(所)入口では検査を行いません。

表 2-13 農薬類の検査対象農薬^{注22}

No	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	利根川水系 浄水場(所) ^{注23}	多摩川水系 浄水場(所) ^{注23}	相模川水系 浄水場(所) ^{注23}
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	殺虫剤	0.06	○	○	○
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08			
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.02	○		
4	EPN	殺虫剤	0.004			
5	MCPA	除草剤	0.005	○	○	
6	アシュラム	除草剤	0.9	○	○	○
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	○		○
8	アトラジン	除草剤	0.01	○		
9	アニロホス	除草剤	0.003			
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006			
11	アラクロール	除草剤	0.03	○		
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	○		○
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001			
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01			
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3	○	○	
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002	○	○	○
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09			
18	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	○	○	○
19	インダノファン	除草剤	0.009			
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	○		
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08			
22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01			
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	○		
24	オキシシン銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○	○	○
25	オリサストロピン	殺虫剤・殺菌剤	0.1			
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	○		
27	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	○		○
28	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.05	○		○
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02	○		
30	カルボフラン	代謝物	0.0003			
31	キノクラミン (CAN)	除草剤	0.005	○		○
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	○		○
33	クミルロン	除草剤	0.03	○		
34	グリホサート	除草剤	2	○	○	○
35	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02	○		○
36	クロメブロップ	除草剤	0.02	○		
37	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001			
38	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	○		○
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	○		○
40	シアナジン	除草剤	0.001	○		
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	○		
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	○	○	○
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	○	○	○
44	ジクロロボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	○		
45	ジクワット	除草剤	0.01	○		○
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004			
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005	○	○	○
48	ジチオビル	除草剤	0.009			
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	○		
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003	○		
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	○		
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05			
53	シメトリン	除草剤	0.03	○		
54	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	○	○	○
55	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.8	○		○
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01	○	○	○
57	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1			
58	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	○		○
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	○		○
60	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	○	○	○

No	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	利根川水系 浄水場(所) ^{注23}	多摩川水系 浄水場(所) ^{注23}	相模川水系 浄水場(所) ^{注23}
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	○		
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002	○	○	○
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02			
64	トリクロピル	除草剤	0.006	○	○	
65	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.005			
66	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.1			
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	○		
68	ナプロバミド	除草剤	0.03			
69	パラコート	除草剤	0.01	○		○
70	ピペロホス	除草剤	0.0009			
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	○		
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004			
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	○		
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002			
75	ピリプチカルブ	除草剤	0.02	○	○	
76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	○		○
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	○	○	○
78	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01	○	○	○
79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○		
80	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05			
81	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006			
82	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	○		
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	○		
84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	○		
85	ブタクロール	除草剤	0.03	○		○
86	ブタミホス	除草剤	0.02	○		
87	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	○		○
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03			
89	プレチラクロール	除草剤	0.05	○		
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09			
91	プロチオホス	殺虫剤	0.007	○		
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05			
93	プロピザミド	除草剤	0.05	○	○	○
94	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○		○
95	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	○		○
96	ベノミル	殺菌剤	0.02	○		○
97	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1			
98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	○		
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005			
100	ベンタゾン	除草剤	0.2	○	○	○
101	ペンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3	○	○	○
102	ペンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02	○		
103	ペンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01			
104	ペンフレセート	除草剤	0.07	○		
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	○		
106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	○		○
107	メコプロップ (MCPP)	除草剤	0.05	○	○	
108	メソミル	殺虫剤	0.03	○		○
109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2			
110	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	○	○	○
111	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04			
112	メトリブジン	除草剤	0.03			
113	メフェナセツト	除草剤	0.02			
114	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1			
115	モリネート	除草剤	0.005	○		

注 22 東京都水道局では、国の通知（水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知））でリスト化された対象農薬（115 種類）から、出荷された農薬の原体量、毒性を示す指標である許容一日摂取量（ADI）、水源や原水及び浄水中の検出状況、農薬の化学的性質をそれぞれ数値化して評価し、検査する農薬を水系ごとに選定しています。

注 23 各水系に該当する浄水場（所）は表 2-5 のとおり

表2-14 要検討項目の検査(浄水場(所)の出口及び入口)

番号 ^{注13}	項目	目標値	検査頻度(回/年)		分類
			浄水場(所)出口	浄水場(所)入口	
要	01 銀及びその化合物	—	1	1	無機物 重金属
要	02 バリウム及びその化合物	0.7mg/L	1	1	
要	03 ビスマス及びその化合物	—	1	1	
要	04 モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	1	1	
要	05 アクリルアミド	0.0005mg/L	1	1	一般有機物
要	06 アクリル酸	—	1	1	
要	07 17-β-エストラジオール	0.00008mg/L (暫定)	1	1	
要	08 エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L (暫定)	1	1	
要	09 エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5mg/L	1	1	
要	10 エピクロロヒドリン	0.0004mg/L (暫定)	1	1	
要	11 塩化ビニル	0.002mg/L	1	1	
要	12 酢酸ビニル	—	1	1	
要	13 2,4-トルエンジアミン	—	1	1	
要	14 2,6-トルエンジアミン	—	1	1	
要	15 N,N-ジメチルアニリン	—	1	1	
要	16 スチレン	0.02mg/L	1	1	
要	17 ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	1 ^{注24}	1 ^{注24}	
要	18 トリエチレンテトラミン	—	1	1	
要	19 ノニルフェノール	0.3mg/L (暫定)	1	1	
要	20 ビスフェノールA	0.1mg/L (暫定)	1	1	
要	21 ヒドラジン	—	1	1	無機物
要	22 1,2-ブタジエン	—	1	1	一般有機物
要	23 1,3-ブタジエン	—	1	1	
要	24 フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	1	1	
要	25 フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	1	1	
要	26 ミクロキスチン-LR	0.0008mg/L (暫定)	1	1	
要	27 有機すず化合物	0.0006mg/L (暫定) ^{注14}	1	1	

番号 ^{注13}	項目	目標値	検査頻度（回/年）		分類
			浄水場（所） 出口	浄水場（所） 入口	
要 28	ブロモクロロ酢酸	—	__注25	__注25	消毒副生成物
要 29	ブロモジクロロ酢酸	—	__注25	__注25	
要 30	ジブロモクロロ酢酸	—	__注25	__注25	
要 31	ブロモ酢酸	—	__注25	__注25	
要 32	ジブロモ酢酸	—	__注25	__注25	
要 33	トリブロモ酢酸	—	__注25	__注25	
要 34	トリクロロアセトニトリル	—	__注25	__注25	
要 35	ブロモクロロアセトニトリル	—	__注25	__注25	
要 36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	__注25	__注25	
要 37	アセトアルデヒド	—	__注25	__注25	
要 38	MX	0.001mg/L	__注25	__注25	
要 40	キシレン	0.4mg/L	1	1	一般有機物
要 41	過塩素酸	0.025mg/L	1	1	無機物
要 44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001mg/L	1	1	一般有機物
要 45	アニリン	0.02mg/L	1	1	
要 46	キノリン	0.0001mg/L	1	1	
要 47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	1	1	
要 48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2mg/L	1	1	
要 49	要検討PFAS ^{注15}	—	1	1	

注 13 要 39 は 要件等項目から削除されたことから、要 42、43 は水質基準項目に移行したことから、欠番となっています。

注 14 トリブチルスズオキシドの目標値

注 15 「要検討PFAS」は、ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、ペルフルオロブタン酸 (PFBA)、ペルフルオロペンタン酸 (PFPeA)、ペルフルオロヘキサ酸 (PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸 (PFHpA)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸 (HFPO-DA) の 8 物質である。

注 24 委託による実施。

注 25 送配水過程で濃度が増加するため、給水栓で検査を行っています。

表2-15 その他((浄水場(所)の出口及び入口))

	番号	項目	目標値	検査頻度(回/年)	
				浄水場(所)出口	浄水場(所)入口
浄水処理 対応困難 物質 ^{注26}	01	ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	—	—	1
	02	1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)	—	—	1
	03	トリメチルアミン (TMA)	—	—	1
	04	テトラメチルエチレンジアミン (TMED)	—	—	1
	05	N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA)	—	—	1
	06	ジメチルアミノエタノール (DMAE)	—	—	1
	07	アセトンジカルボン酸	—	—	1
	08	1,3-ジハイドロキシベンゼン (レゾルシノール)	—	—	1
	09	1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	—	—	1
	10	アセチルアセトン	—	—	1
	11	2'-アミノアセトフェノン	—	—	1
	12	3'-アミノアセトフェノン	—	—	1
	13	臭化物(臭化カリウム等)	—	—	1
放射性 物質	14	放射性ヨウ素(ヨウ素131)	—	12	12 ^{注26}
	15	放射性セシウム (セシウム134及び137)	10Bq/kg ^{注27}		
PRTR 対象物質 ^{注26}	16	アクリル酸エチル	—	—	1
	17	アクリル酸メチル	—	—	1
	18	アクリル酸ブチル	—	—	1
	19	アクリロニトリル	—	—	1
	20	アセナフテン	—	—	1
	21	2-アミノエタノール	—	—	1
	22	イソプレン	—	—	1

	番号	項目	目標値	検査頻度 (回/年)	
				浄水場 (所) 出口	浄水場 (所) 入口
PRTR 対象物質 ^{注26}	23	エチルベンゼン	—	—	1
	24	エチレンオキシド	—	—	1
	25	1,2-エポキシプロパン	—	—	1
	26	1-オクタノール	—	—	1
	27	クメン	—	—	1
	28	グルタルアルデヒド	—	—	1
	29	クロロアニリン	—	—	1
	30	3-クロロプロペン	—	—	1
	31	クロロメタン	—	—	1
	32	シクロヘキシルアミン	—	—	1
	33	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	—	—	1
	34	ジクロロベンゼン	—	—	1
	35	ジクロロペンタフルオロプロパン	—	—	1
	36	N,N-ジシクロヘキシルアミン	—	—	1
	37	ジシクロペンタジエン	—	—	1
	38	N,N-ジメチルアセトアミド	—	—	1
	39	N,N-ジメチルドデシルアミン =N-オキシド	—	—	1
	40	N,N-ジメチルホルムアミド	—	—	1
	41	デカノール	—	—	1
	42	トリエチルアミン	—	—	1
43	トルイジン	—	—	1	
44	ナフタレン	—	—	1	

	番号	項目	目標値	検査頻度 (回/年)	
				浄水場 (所) 出口	浄水場 (所) 入口
PRTR 対象物質 ^{注26}	45	バナジウム	—	—	1
	46	ヒドロキノン	—	—	1
	47	4-ビニル-1-シクロヘキセン	—	—	1
	48	1-ブロモプロパン	—	—	1
	49	2-ブロモプロパン	—	—	1
	50	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	—	—	1
	51	ヘキサン	—	—	1
	52	ベタナフトール (β-ナフトール)	—	—	1
	53	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸 1,2-無水物	—	—	1
	54	メタクリル酸メチル	—	—	1
	55	α-メチルスチレン	—	—	1
	56	メチルナフタレン	—	—	1
	57	3-メチルピリジン	—	—	1
58	りん酸トリフェニル	—	—	1	
病原性 微生物	59	クリプトスポリジウム	—	—	レベルごとに 区分して実施 (表2-17、2- 18参照)
	60	ジアルジア	—	—	
	61	嫌気性芽胞菌	—	—	
腸管 ウイルス ^{注26}	62	ノロウイルス	—	1	1
	63	エンテロウイルス	—	1	1
	64	アデノウイルス	—	1	1
都目標 ^{注16}	65	トリクロラミン	不検出	12 ^{注28}	—

	番号	項目	目標値	検査頻度（回/年）	
				浄水場（所） 出口	浄水場（所） 入口
その他	66	アセトニトリル	—	—	1 ^{注26}
	67	ε-カプロラクタム	—	—	1 ^{注26}
	68	2-(ジエチルアミノ)エタノール	—	—	1 ^{注26}
	69	1, 3-ジオキソラン	—	—	1 ^{注26}
	70	1,3,5-トリス（2,3-エポキシプロピル）-1,3,5-トリアジン-2,4,6-（1H,3H,5H）-トリオン（トリグリシジルイソシアヌレート）	—	—	1 ^{注26}
					1 ^{注26}
	71	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	—	—	1 ^{注26}
	72	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	—	—	1 ^{注26}
	73	二アクリル酸ヘキサメチレン	—	—	1 ^{注26}
	74	無水マレイン酸	—	—	1 ^{注26}
	75	メタクリル酸2-エチルヘキシル	—	—	1 ^{注26}
	76	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	—	—	1 ^{注26}
	77	メタクリル酸ブチル	—	—	1 ^{注26}
	78	カルシウム硬度	—	4	4
	79	マグネシウム硬度	—	4	4
	80	カリウム	—	4	4
	81	生物総数	—	4 ^{注29}	4 ^{注29}
	82	珪藻類	—	4 ^{注29}	4 ^{注29}
	83	緑藻類	—	4 ^{注29}	4 ^{注29}
	84	藍藻類	—	4 ^{注29}	4 ^{注29}
85	その他の藻類	—	4 ^{注29}	4 ^{注29}	
86	その他生物	—	4 ^{注29}	4 ^{注29}	

注 16 都独自の「おいしさに関する水質目標」

注 26 表 2-16 に示す浄水場で検査を行っています。

注 27 水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定について（平成 24 年 3 月 5 日健水発 0305 第 2 号（厚生労働省健康局水道課長通知））

注 28 利根川・荒川水系の浄水場の検査頻度は週 1 回

注 29 砒浄水場、砒下浄水所の検査頻度は年 1 回

表2-16 各水系を代表する浄水場

検査項目	検査浄水場
浄水処理対応困難物質	金町浄水場、朝霞浄水場、東村山浄水場、小作浄水場、長沢浄水場
放射性物質（浄水場入口）	
PRTR対象物質	
腸管ウイルス	
その他	

表2-17 病原性微生物のレベル別検査頻度

番号	項目	検査頻度（回/年）			
		レベル4 ^{注30}	レベル3 ^{注30}	レベル2 ^{注30}	レベル1 ^{注30}
59	クリプトスポリジウム	4	1	—	—
60	ジアルジア	4	1	—	—
61	嫌気性芽胞菌	—	4	—	—

表2-18 対象浄水場(所)

レベル	説明	該当する浄水場（所）
4	地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	金町、三郷、朝霞、三園、東村山、小作、境、長沢
3	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	砧、砧下
2	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設	—
1	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設	—

注30 各レベルに該当する浄水場（所）は表2-18のとおり

3 水源（表 2-19 から表 2-21 まで）

河川の本川及び支川並びに貯水池について原則 1 か月に 1 回の頻度で検査を実施します。

（1）本川等の主要な調査地点（表 2-19）

水質基準等の国が設定した項目やその他の項目の中から水質管理上必要な項目を選定するとともに、水源における重要な監視項目の検査を実施します。検査頻度については表 2-19 のとおりです。

（2）支川等の調査地点（表 2-20）

表 2-6 で示した支川等調査地点のうち、簡易検査実施地点を除いた 20 地点において、表 2-20 の検査項目及び頻度で検査を実施します。

（3）小河内貯水池の調査地点（表 2-21）

東京都水道局が管理する小河内貯水池内の水質状況を把握するため、ダム前定点や放流水に加え、貯水池内定点 5 地点、河川流入部 3 地点、流入河川 5 地点について表 2-21 の検査項目及び頻度で検査を実施します。

（4）村山上貯水池、村山下貯水池及び山口貯水池の調査地点（表 2-22）

東京都水道局が管理する村山上貯水池、村山下貯水池及び山口貯水池の水質状況を把握するため、表 2-22 の検査項目及び頻度で検査を実施します。

表2-19 本川等の主要な調査地点

検査項目	利根川上流 ・荒川水系								利根川下流 ・江戸川水系		
	刀 水 橋	利 根 大 堰	久 下 橋	御 成 橋	上 江 橋		羽 根 倉 橋	秋 ヶ 瀬 取 水 堰	三 国 橋	関 宿 橋	野 田 橋
					荒 川	入 間 川					
基 9	亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基14	四塩化炭素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基15	1,4-ジオキサン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基17	ジクロロメタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基18	テトラクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基19	トリクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基21	ベンゼン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基22	塩素酸	12								12	
基24	クロロホルム	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基26	ジブロモクロロメタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基27	臭素酸				12	12	12	12			
基30	プロモジクロロメタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基31	プロモホルム	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基39	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基42	陰イオン界面活性剤	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基43	ジェオスミン	12		12	12	12	12	12	12		12
基44	2-メチルイソボルネオール	12		12	12	12	12	12	12		12
基46	フェノール類	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基47	有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基48	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基51	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基52	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目 5	1,2-ジクロロエタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目 8	トルエン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目15	農薬類(78種類)					3					
目20	1,1,1-トリクロロエタン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目21	メチル-t-ブチルエーテル	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
目29	1,1-ジクロロエチレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
農	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
要40	キシレン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
要41	過塩素酸	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
浄困	臭化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	アンモニア態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	硝酸態窒素	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	臭気種類(そのまま)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	臭気種類(塩素添加)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	水温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	UV 260		4			4	4		4	4	4
	生物総数							12	12		
	珪藻類							12	12		
	緑藻類							12	12		
	藍藻類							12	12		
	その他の藻類							12	12		
	その他生物							12	12		
	流量										
	ホルムアルデヒド生成能	12								12	

検査項目	利根川下流 ・江戸川水系					多摩川水系					
	流 山 橋	三 郷 取 水 庭	上 葛 飾 橋	金 町 取 水 塔	注31 中 川 取 水 口	小 河 内 水 褥 池	楓 橋	羽 村 取 水 堰	高 月 堰	拝 島 取 水 口	多 摩 水 道 橋
基9	亜硝酸態窒素	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
基14	四塩化炭素	12	12	12	12	6					
基15	1,4-ジオキサン	12	12	12	12	6					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	12	12	12	12	6					
基17	ジクロロメタン	12	12	12	12	6					
基18	テトラクロロエチレン	12	12	12	12	6					
基19	トリクロロエチレン	12	12	12	12	6					
基21	ベンゼン	12	12	12	12	6					
基22	塩素酸										
基24	クロロホルム	12	12	12	12	6					
基26	ジブロモクロロメタン	12	12	12	12	6					
基27	臭素酸										
基30	プロモジクロロメタン	12	12	12	12	6					
基31	プロモホルム	12	12	12	12	6					
基39	塩化物イオン	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
基42	陰イオン界面活性剤	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
基43	ジェオスミン	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
基44	2-メチルイソボルネオール	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
基46	フェノール類	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
基47	有機物(全有機炭素の量)	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
基48	pH値	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
基51	色度	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
基52	濁度	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
目5	1,2-ジクロロエタン	12	12	12	12	6					
目8	トルエン	12	12	12	12	6					
目15	農薬類(78種類)					3					
目20	1,1,1-トリクロロエタン	12	12	12	12	6					
目21	メチル・t-ブチルエーテル	12	12	12	12	6					
目29	1,1-ジクロロエチレン	12	12	12	12	6					
農	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	12	12	12	12	6					
要40	キシレン	12	12	12	12	6					
要41	過塩素酸	12	12	12	12	6					
浄因	臭化物イオン	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
	アンモニア態窒素	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
	硝酸態窒素	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
	臭気種類(そのまま)	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
	臭気種類(塩素添加)	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
	水温	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
	電気伝導率	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12
	UV 260		4		4			4		4	4
	生物総数		12		12		12		12		
	珪藻類		12		12		12		12		
	緑藻類		12		12		12		12		
	藍藻類		12		12		12		12		
	その他の藻類		12		12		12		12		
	その他生物		12		12		12		12		
	流量						12	12	12	12	
	ホルムアルデヒド生成能										

注 31 中川取水口の検査は中川江戸川導水ポンプの稼働する時期に合わせて、4月～9月の期間で実施。

表2-20 支川等の調査地点

検査項目	利根川上・荒川水系										利根川下・江戸川水系									
	荒川	入間川	越辺川	市野川	鳥羽井沼	荒川	江川排水路	飯盛川	中川	五駄沼	座生川	梅郷第二	利根	権現堂川	城沼	谷田川	渡良瀬川	渡良瀬川	利根川	思川
	西野橋	釘無橋	釘無橋	大塚橋	排水路	八塚樋管	宮下樋管	注連松橋	新中川水管橋	排水樋管	排水樋管	排水樋管	運河	大平橋	つつじ橋	下宮橋	三国橋右岸	三国橋左岸	利根川橋	乙女大橋
基27	臭素酸	12			12															
基43	ジェオスミン	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
基44	2-メチル イソボルネオール	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
基48	pH 値	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
基52	濁 度	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	水 温	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	電気伝導率	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	アンモニア態窒素	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	臭気種類 (そのまま)	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6
	臭気種類 (塩素添加)	12	12	12	12	12	12	12	6	12	12	12	12	12	6	6	6	6	6	6

表2-21 小河内貯水池の調査地点

検査項目	小河内貯水池				貯水池内定点					河川流入部			流入河川				
	表層	中層	底層	放流水	熱海	湯場	河内	麦山	深山船	留浦	庄指	学の前	丹波川	後山川	小菅川	峰谷川	くさき沢
基9 亜硝酸態窒素 ^{注24}	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
基43 ジェオスミン ^{注24}	52			52			8	8	8	8	8	8					
基44 2-メチルイソボルネオール ^{注24}	52			52			8	8	8	8	8	8					
基47 有機物(全有機炭素の量) ^{注24}	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
基48 pH値 ^{注24}	52	52	52	52	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
基51 色度 ^{注24}													12	12	12	12	12
基52 濁度 ^{注24}	52	52	52	52	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
透明度	52				12	12	12	12	12	12	12	12					
水色	52				12	12	12	12	12	12	12	12					
水温	52	52	52	52	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
電気伝導率 ^{注24}	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
総窒素 ^{注24}	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
アンモニア態窒素 ^{注24}	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
硝酸態窒素 ^{注24}	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
溶存マンガン ^{注24}	22	22	22	22													
溶存酸素 ^{注32}	24	24	24	12						12	12	12	12	12	12	12	12
酸素飽和百分率	24	24	24	12						12	12	12	12	12	12	12	12
総リン ^{注24}	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
オルトリン酸態リン ^{注24}	12	12	12	12						12	12	12	12	12	12	12	12
クロロフィルa合計量 ^{注24}	52									12	12	12					
ネットプランクトン沈殿量 ^{注24}	52				12	12	12	12	12	12	12	12					
生物総数	12			12													
珪藻、藍藻	52			52													
大腸菌(MPN) ^{注24}													12	12	12	12	12
流量 ^{注24}													12	12	12	12	12

注24 委託による実施。

注32 溶存酸素については、小河内貯水池、貯水池内定点及び河川流入部は直営で分析を実施し、流入河川は委託で実施する。

表2-22 村山上貯水池、村山下貯水池及び山口貯水池の調査地点

検査項目		村山上貯水池 ^{注33}			村山下貯水池			山口貯水池		
		表	中	底	表	中	底	表	中	底
		層	層	層	層	層	層	層	層	層
基 1	一般細菌				4	4	4	4	4	4
基 9	亜硝酸態窒素				12	12	12	12	12	12
基36	銅及びその化合物				12	12	12	12	12	12
基41	蒸発残留物				4	4	4	4	4	4
基43	ジェオスミン				51	51	51	51	51	51
基44	2-メチルイソボルネオール				51	51	51	51	51	51
基48	pH値				51	51	51	51	51	51
基51	色度				12	12	12	12	12	12
基52	濁度				51	51	51	51	51	51
	透明度				51			51		
	水色							51		
	水温				51	51	51	51	51	51
	電気伝導率				51	51	51	51	51	51
	アルカリ度				12	12	12	12	12	12
	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)				12	12	12	12	12	12
	総窒素				12	12	12	12	12	12
	アンモニア態窒素				12	12	12	12	12	12
	硝酸態窒素				12	12	12	12	12	12
	有機態窒素				12	12	12	12	12	12
	総鉄				12	12	12	12	12	12
	総マンガン				12	12	12	12	12	12
	溶存酸素				12	12	12	12	12	12
	酸素飽和百分率				12	12	12	12	12	12
	BOD				4	4	4	4	4	4
	溶性ケイ酸				4	4	4	4	4	4
	総リン				12	12	12	12	12	12
	オルトリン酸態リン				12	12	12	12	12	12
	生物総数				24	24	24	24	24	24
	珪藻、藍藻				51	51	51	51	51	51
	大腸菌 (MPN)				4	4	4	4	4	4

注 33 村山上貯水池は取水塔工事のため運用停止中。

第3章

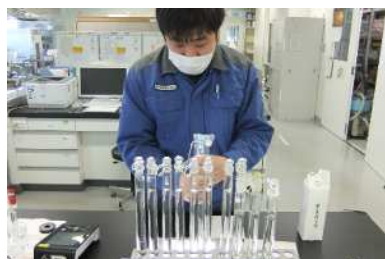
多摩地区における水質検査計画

第1節 検査機関 ～多摩水水質試験室～

水道事業は原則として市町村が運営することと法令に定められていますが、多摩地区では、昭和40年代から都営一元化が図られており、この動きと連動して、昭和52年から東京都水道局が多摩地区での水質検査を実施しています。現在、多摩地区の市町村のうち、武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村を除く26市町の水道事業は、東京都水道局が運営しており、これらの地域における水質検査は、多摩水道改革推進本部立川庁舎に設置した「多摩水道改革推進本部（多摩水）水質試験室」において実施しています。多摩水水質試験室では、蛇口（給水栓）の水についての法令で義務付けられた検査や、水質管理上の必要性から工程管理として浄水施設の出口・入口等の検査について、国が示した検査方法に則り実施しています。

なお、多摩地区に位置する東村山浄水場、小作浄水場や境浄水場の水質検査は、各浄水場と水質センターで行っています。

また、水質検査結果の客観的信頼性の確保及び水質検査技術の確実な維持・向上を図ることを目的として、国際的な試験所認定規格であるISO/IEC17025の認定を、平成19年3月に取得し、現在、金属類の15項目、揮発性有機化合物（VOC）の17項目が認定されています。



第2節 多摩地区の水道における水源

多摩地区の水道水源は、表流水、伏流水、地下水（水源井戸から取水する水）と多岐に渡ります。

- ・表流水

河川水のように完全に地表面に存在している水のことです。

- ・伏流水

河川水が周辺の砂層等の中に浸透して流れる水のことです。

- ・水源井戸

浅井戸と深井戸があり、地中の水を通しにくい層より上の、深さが10から30メートル程度の比較的浅い層から取水する水源井戸を浅井戸、水を通しにくい層の下から取水する水源井戸を深井戸といいます。

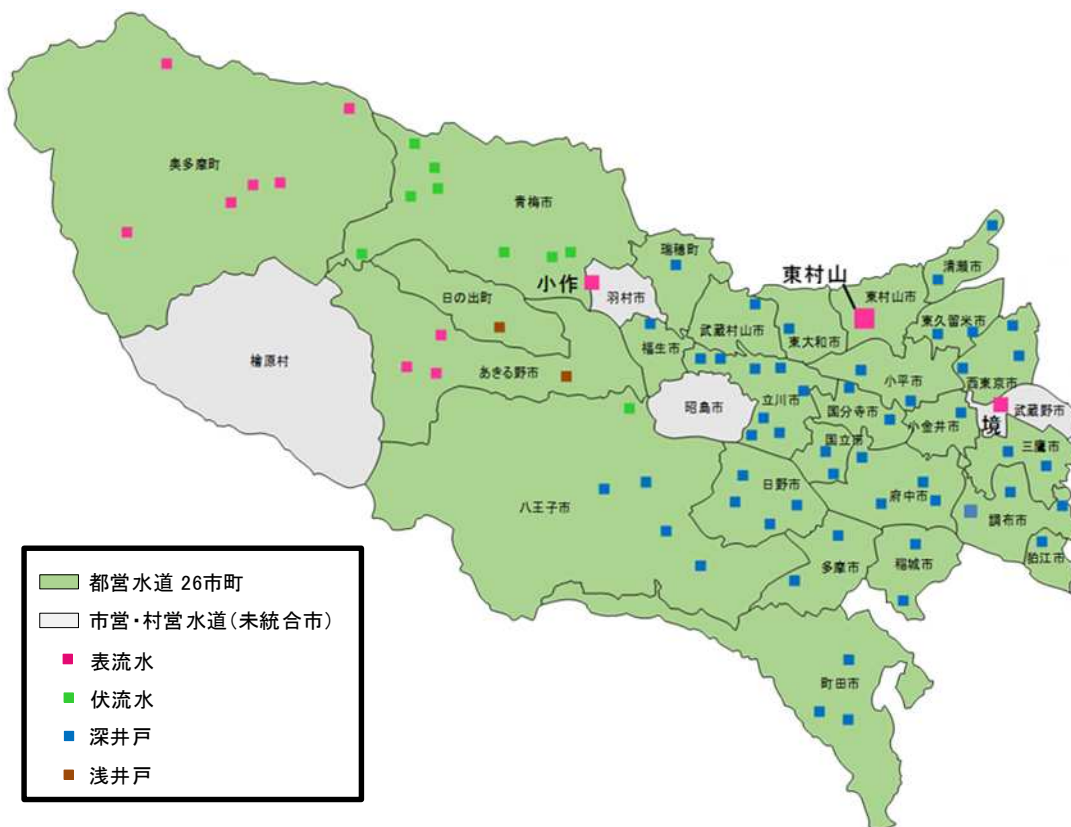


図3-1 多摩地区の浄水施設（水源別）

第3節 水源の水質的特徴

水源ごとの水質の特徴は表3-1のとおりです。

表3-1 多摩地区の水道水源の特徴

水源ごとの特徴	表流水（河川水）	地下水	
	利根川・荒川水系 多摩川水系	伏流水・浅井戸	深井戸
表2-1の各水系の説明を参照ください。		<ul style="list-style-type: none"> ○地中でろ過が行われるため、表流水と比べて水質の変動が小さいです。 ○地表からの影響を受けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○水温等の季節的な変動や地表からの影響は小さいです。 ○地質由来の物質が検出されることがあります。 ○化学物質による汚染が生じることがあります。
主な浄水施設	東村山、小作、戸倉（あきる野市）、小河内（奥多摩町）など	高月（八王子市）、大久野（日の出町）など	上連雀（三鷹市）、福生武蔵野台（福生市）など

山間部の浄水施設は沢水等の表流水を取水しており、平常時の水質は非常に良好です。しかし、降雨により濁度や色度が上昇しやすく、水質の変動が大きいことが特徴です。

伏流水は、地中でろ過が行われるため、表流水と比べて水質が良好で、水質の変動が小さい傾向があります。

浅井戸や深井戸の水源井戸は、表流水と比較すると水質は安定していますが、井戸によって水質が異なっています。基本的には水質は良好ですが、井戸によっては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,4-ジオキサンや有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）等の化学物質や、鉄、マンガンやヒ素等の地質由来の物質が検出されることがあります。多摩地区には、現在、全部で277本の井戸があります。井戸の多くは昭和30年代から40年代にかけて整備されたもので、水質悪化や設備の老朽化などが原因で揚水量が減少しています。そのため、費用対効果や危機管理の観点も踏まえ、適切な維持補修や更新・統合・廃止を検討していきます。また、水質が悪化した水源井戸で、浄水処理で除去困難な物質が含まれるような場合は、井戸を停止する等の対応を行っています。

第4節 浄水施設及び浄水処理方式

多摩地区の浄水施設は、ほとんどが小規模な施設となっています。多摩地区では水源及び浄水処理機能を有する施設として、38の浄水所、22の給水所、11の配水所があり、全部で71施設あります。

山間部、市街地で水源の特性が異なることから、水源の水質に合わせた浄水処理方式を採用しています。

表3-2に、多摩地区の浄水施設を示します。

《山間部》

主に多摩川水系の表流水・伏流水を水源としています。

表流水・伏流水は、地下水と比較して濁度が高くなる傾向があるため、凝集沈殿・砂ろ過又は膜ろ過（図3-4）等の処理を行い、濁質を除去します。また、降雨による色度（有機物由来）の上昇に伴い、有機物と消毒用薬品の塩素が反応して、消毒副生成物の生成量も増加するため、粒状活性炭による処理を導入している浄水施設もあります。

《市街地》

主に地下水を水源としています。複数の水源井戸から取水する浄水施設では、それぞれの水源井戸で取水した水を合わせて原水とし、浄水処理を行っています。

地下水では土壌による自然ろ過がなされているため、濁質が非常に少ないという特徴があります。そのため、沈殿、ろ過等の濁質除去のための処理は行わず、主に塩素消毒のみによる処理が行われています。ただし、地質由来により鉄、マンガンの含有量が多い水源井戸から取水する浄水施設では、除鉄・除マンガン処理を行ったり、土壌汚染により揮発性有機化合物が含まれる水源井戸から取水する浄水施設では、ばっ気処理を行ったりすることで、清浄な水道水を供給しています。

多摩地区の浄水施設における取水量は少なく、地下水には地盤沈下や水質悪化等の課題があることから、多摩地区に供給される水道水の大部分は、東村山浄水場や小作浄水場等の大規模浄水施設から送水されており、この水を「補給水」（図3-2）と呼んでいます。

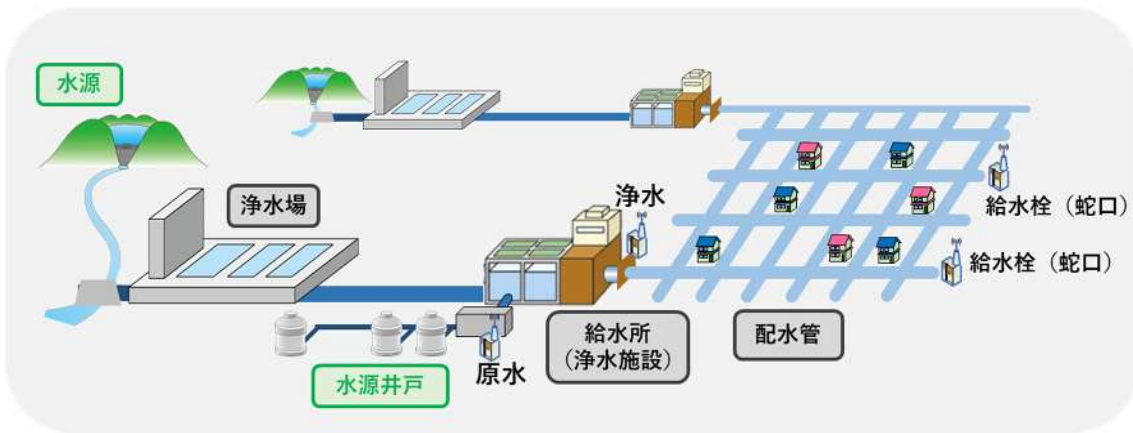


図3-2 補給水

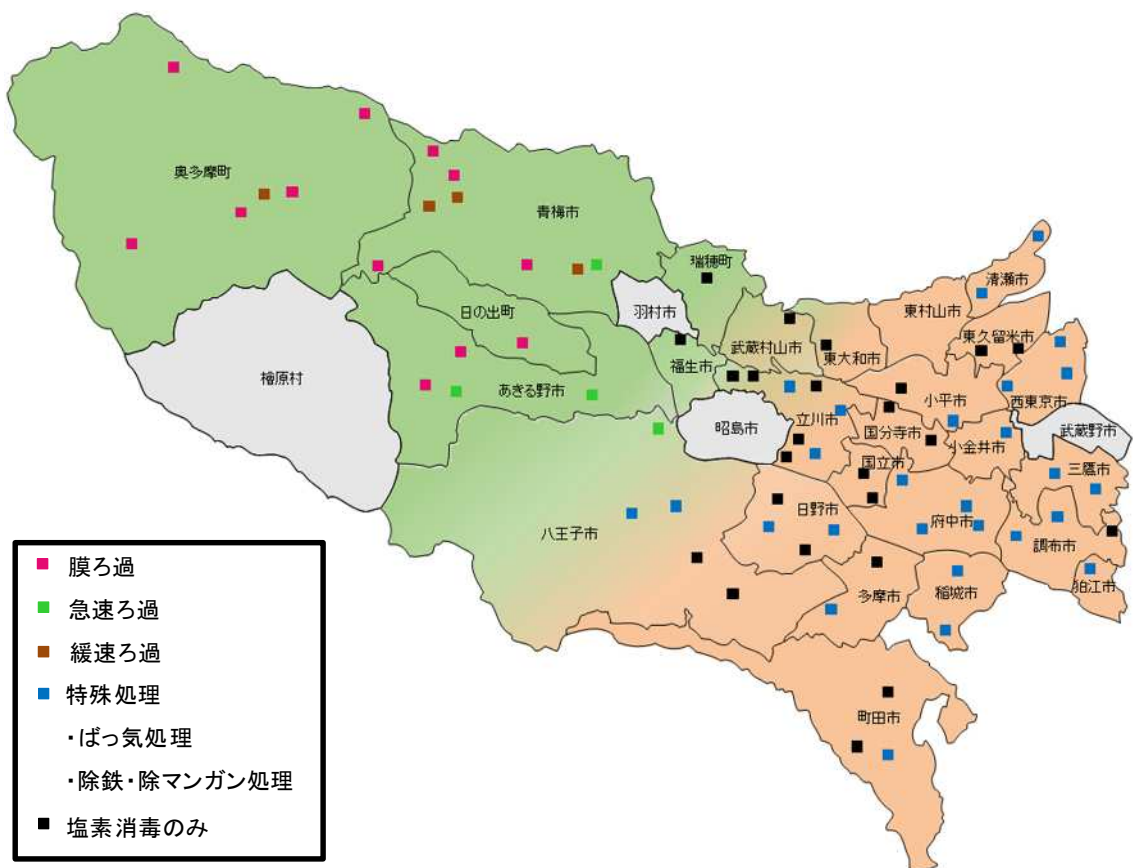


図3-3 多摩地区の浄水施設 (浄水処理方式)

表3-2 多摩地区の浄水施設の施設概要

令和8年4月1日現在

No ^{注1}	浄水施設名 ^{注2}	水源	処理方式	備考
1	暁町浄水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	浄水処理停止中 ^{注3}
2	元本郷浄水所			
3	子安浄水所			
4	高月浄水所	伏流水	急速ろ過方式	
5	柴崎給水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	浄水処理停止中 ^{注3}
6	富士見第一浄水所			
7	富士見第三浄水所			
8	立川砂川給水所			浄水処理停止中 ^{注3}
9	立川栄町浄水所			
10	上連雀給水所			
11	三鷹新川給水所		浄水処理停止中 ^{注3}	
12	日向和田浄水所	伏流水	膜ろ過方式	
13	千ヶ瀬浄水所 ^{注4}		急速ろ過方式	浄水処理停止中 ^{注3}
14	千ヶ瀬第二浄水所			
15	沢井第一浄水所		緩速ろ過方式	
16	沢井第二浄水所			浄水処理停止中 ^{注3}
17	二俣尾浄水所			
18	御岳山浄水所		膜ろ過方式	
19	成木浄水所			
20	幸町給水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	浄水処理停止中 ^{注3}
21	府中武蔵台浄水所			
22	若松給水所			
23	府中南町給水所			
24	上石原配水所			
25	仙川配水所			浄水処理停止中 ^{注3}
26	深大寺給水所			
27	原町田浄水所			
28	滝の沢給水所			
29	野津田浄水所			浄水処理停止中 ^{注3}
30	梶野配水所			
31	上水南給水所			
32	小川給水所			

注1 明神浄水所、砂川中部浄水所、西砂第一浄水所、西砂第二浄水所、清瀬元町配水所、清瀬旭が丘浄水所、桜村浄水所は休止施設になります。

注2 配水機能を有する浄水施設の中で配水池容量5,000m³以上は給水所、5,000m³未満は配水所としています。(表流水、伏流水を取水する浄水所、施設機能が全停止中の施設等を除く。)

注3 水源からの取水を停止しているため、浄水処理を停止しています。このため、浄水施設としての出口及び入口の検査は実施していません。浄水処理停止中の施設の中には、配水施設として稼働している施設もあります。

注4 令和6年度に、千ヶ瀬第一浄水所の敷地に整備した千ヶ瀬浄水所が稼働しました。

No	浄水施設名	水源	処理方式	備考
33	大坂上浄水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	浄水処理停止中 ^{注3}
34	多摩平給水所			
35	三沢浄水所			
36	南平配水所			
37	東恋ヶ窪配水所			
38	国分寺北町給水所			
39	国立中給水所			
40	谷保給水所			
41	芝久保給水所			
42	保谷町給水所			
43	西東京栄町配水所			
44	福生武蔵野台給水所			
45	和泉本町給水所			
46	上北台給水所			
47	南沢給水所			
48	滝山給水所			
49	中藤配水所			
50	桜ヶ丘配水所			
51	落合配水所			
52	大丸浄水所			
53	坂浜配水所			
54	上代継浄水所	地下水(浅井戸)	急速ろ過方式	
55	戸倉浄水所	多摩川水系		
56	乙津浄水所			
57	深沢浄水所			
58	箱根ヶ崎浄水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	
59	大久野浄水所	地下水 (浅井戸)	膜ろ過方式	
60	氷川浄水所	多摩川水系	緩速ろ過方式	
61	ひむら浄水所		膜ろ過方式	
62	日原浄水所 ^{注5}			
63	大丹波浄水所			
64	棚澤浄水所			
65	小河内浄水所			

注5 日原浄水所は現在停止しており、現在は仮設の日原応急浄水所が稼働しているため、処理方式は応急浄水所のものを記載しています。

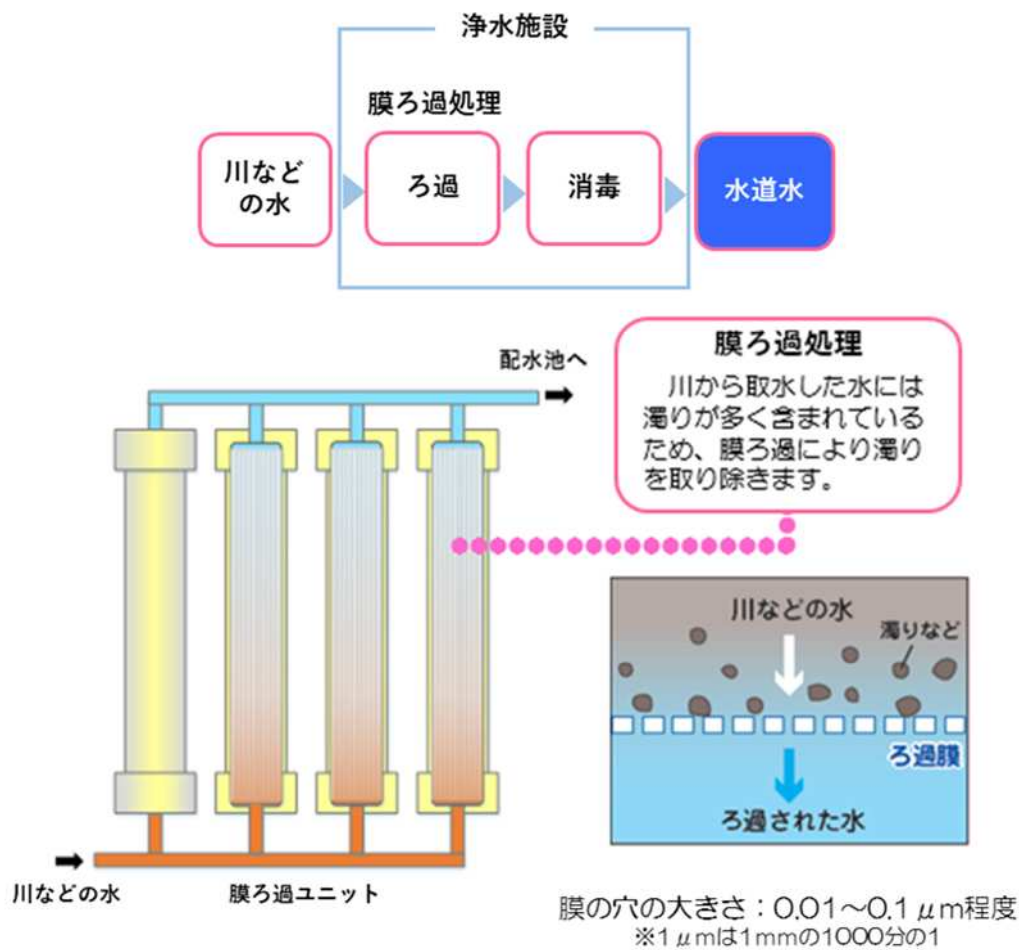


図3-4 膜ろ過処理の仕組み

～多摩地区の浄水施設はなぜ小規模なの？～

多摩地区の水道事業は、かつて市町営水道として運営されていましたが、広域水道としてのスケールメリットを活かすため、昭和46年から東京都が順次統合してきた経緯があります。多摩地区の浄水施設の多くは昭和40年代から昭和50年代にかけて築造されており、当時の市町ごとの規模に見合った水道水量を供給することが目的であったため、小規模な浄水施設となっています。

第5節 留意すべき水質項目

多摩地区の水源から蛇口までの留意すべき水質項目については、表3-3のとおりです。

表3-3 留意すべき水質項目（多摩地区）

		項目の説明	東京都の取組
水源 (表流水系)	色度 【基51】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌中の有機物が原因物質で、降雨等により上昇します。 ・ 原水に含まれる色度成分である有機物質が消毒用薬品の塩素と反応することにより、浄水中で消毒副生成物を生成することがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山間部の浄水施設では、降雨に伴う浄水等の色度が一定の値まで上昇すると、ピークカット（一時的な取水停止）を行っています。また、粒状活性炭により、色度成分である有機物質の除去を行っています。
	濁度 【基52】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濁りの程度を表します。 ・ 泥、砂、微生物等が原因物質で、降雨等により上昇します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原水の濁度に応じて、凝集剤の注入率を変更しています。 ・ 山間部の浄水施設では、降雨に伴う原水の濁度が一定の値まで上昇すると、ピークカット（一時的な取水停止）を行っています。
水源 (井戸)	ヒ素及びその化合物 【基07】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地質由来で、地下水から検出されることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的を実施する水質検査の結果に基づき、ヒ素の濃度が高い井戸を停止する等の対応を行っています。
	1,4-ジオキサン 【基15】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学工場、医薬品製造業における溶剤等として使われます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の浄水処理では除去できないことから、定期的を実施する水質検査の結果に基づき、1,4-ジオキサンの濃度が高い井戸を停止する等の対応を行っています。
	テトラクロロエチレン 【基18】、 トリクロロエチレン 【基19】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然界には存在しない合成化学物質であり、溶剤、塗料、ドライクリーニング等中使用され、地下水汚染物質として知られています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩地区の一部の浄水施設では、ばっ気設備において除去しています。
	鉄及びその化合物 【基35】、 マンガン及びその化合物 【基38】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地質由来や工場排水等由来のもので、水道水の赤水や黒水といった着色の原因になるものです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原水中の鉄、マンガン消毒用薬品の塩素で酸化させ、除鉄、除マンガンの効果があるろ過材を使用し、除去しています。
	有機フッ素化合物 (PFOS及びPFOA) 【基20】	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFOSについては、半導体工業、金属メッキ、泡消火薬剤に、PFOAについては、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服に主に用いられていました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的を実施する水質検査の結果に基づき、給水栓（蛇口）において基準値を超過するおそれのある場合には、PFOS及びPFOAの濃度が高い井戸を停止する等の対応を行っています。

凡例 基:水質基準項目、目:水質管理目標設定項目

		項目の説明	東京都の取組
蛇口（給水栓）	塩素酸【基22】	<ul style="list-style-type: none"> 消毒用薬品の塩素の主成分である次亜塩素酸が分解すると生成します。 	<ul style="list-style-type: none"> 消毒用薬品の品質を定期的に確認するとともに、給水栓において検査頻度を高め、監視を強化しています。
	消毒副生成物 （クロロホルム【基24】、トリクロロ酢酸【基29】等）	<ul style="list-style-type: none"> 原水に含まれる有機物質が消毒用薬品の塩素と反応することにより、浄水中で生成することがあります。 多摩地区の山間部の浄水施設で消毒副生成物の濃度が高くなることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 山間部の浄水施設では、消毒副生成物の原因となる有機物質を粒状活性炭等で除去しています。
	残留塩素【目16】	<ul style="list-style-type: none"> 0.1mg/L以上とすることが法令で定められています。また、水質管理目標設定項目の目標値である1mg/L以下とすることが求められています。 残留塩素の濃度が高くなると、水道水にカルキ臭とよばれる臭気が発生します。 	<ul style="list-style-type: none"> よりおいしい水道水とするため、水質管理目標設定項目の目標値である1mg/L以下よりも厳しい都独自の水質目標（0.4mg/L以下）を定めています。 追加塩素注入設備の運用をはじめとした、残留塩素濃度の適正な管理を行っています。

凡例 基:水質基準項目、目:水質管理目標設定項目^{注6}

注6 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）

第6節 検査箇所

多摩水水質試験室では、多摩地区の蛇口（給水栓）、浄水施設、水源（表流水、伏流水、浅井戸、深井戸）の各検査地点を検査しています。

1 蛇口（給水栓）

図3-5及び表3-4のとおり、多摩地区の84か所の蛇口（給水栓）で検査します。これら84か所には自動水質計器を設置し、定期的な採水及び分析を行っています。法令で毎日検査が義務付けられている色、濁り、消毒の残留効果の他、pH値等を常時測定しています。

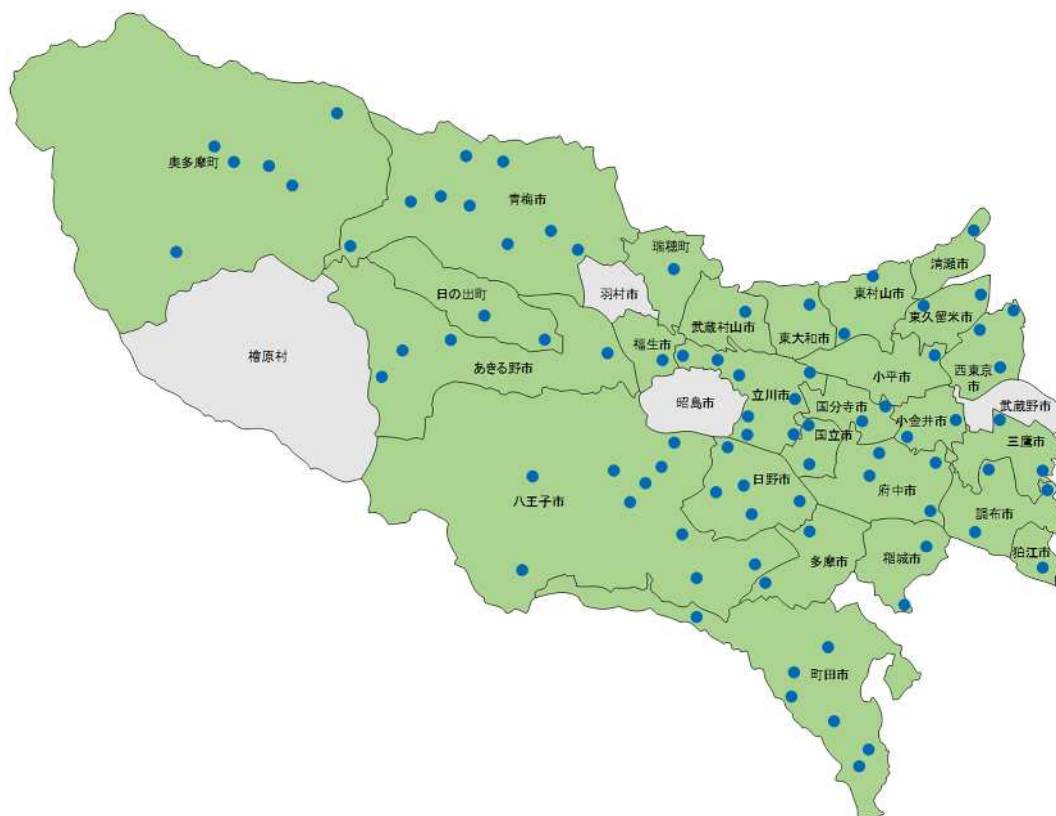


図3-5 多摩地区の蛇口（給水栓）84か所

表3-4 多摩地区の蛇口（給水栓）84か所の所在地

地点 No. ^{注7}	所在地	地点 No. ^{注7}	所在地
48	八王子市天神町	90	小平市花小金井
49	八王子市大和田町	91	日野市栄町
50	八王子市子安町	92	日野市多摩平
51	八王子市宇津木町	93	日野市百草
52	八王子市元本郷町	94	日野市南平
53	八王子市南浅川町	95	日野市東豊田
54	八王子市打越町	96	東村山市諏訪町
55	立川市羽衣町	97	国分寺市本多
56	立川市富士見町	98	国分寺市内藤
57	立川市富士見町	99	国立市北
58	立川市若葉町	100	国立市泉
59	立川市栄町	101	福生市熊川
60	立川市上砂町	102	狛江市駒井町
61	立川市西砂町	103	東大和市清水
62	立川市一番町	104	東村山市富士見町
63	三鷹市上連雀	105	清瀬市旭が丘
64	三鷹市北野	106	東久留米市神宝町
65	青梅市裏宿町	107	東久留米市下里
66	青梅市東青梅	108	武蔵村山市中央
67	青梅市河辺町	109	多摩市和田
68	青梅市沢井	110	多摩市中沢
69	青梅市沢井	111	稲城市東長沼
70	青梅市二俣尾	112	稲城市平尾
71	青梅市御岳山	113	あきる野市草花
72	青梅市成木	114	あきる野市乙津
73	青梅市成木	115	あきる野市乙津
74	府中市栄町	116	あきる野市深沢
75	府中市美好町	117	八王子市山田町
76	府中市朝日町	118	西東京市谷戸町
77	府中市小柳町	119	西東京市柳沢
78	調布市多摩川	120	西東京市北町
79	調布市仙川町	121	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎
80	調布市深大寺北町	122	西多摩郡日の出町大久野
81	町田市原町田	123	西多摩郡日の出町平井
82	町田市金森東	124	八王子市上柚木
83	町田市野津田町	125	八王子市別所
84	町田市木曾東	126	西多摩郡奥多摩町棚澤字中曾根
85	町田市南成瀬	127	西多摩郡奥多摩町氷川
86	町田市小山町	128	西多摩郡奥多摩町日原字大澤
87	町田市忠生	129	西多摩郡奥多摩町大丹波字八桑
88	小金井市貫井南町	130	西多摩郡奥多摩町棚澤字片曾
89	小金井市東町	131	西多摩郡奥多摩町原

注7 区部には、自動水質計器が47か所設置されているため、多摩地区の蛇口（給水栓）はNo.48から数えています。

2 浄水施設

図3-3、表3-2で示した稼働中の浄水施設^{注8}の出口及び入口について、検査します。

3 水源

多摩地区の水道水源は、表流水、伏流水、浅井戸及び深井戸と多岐に渡ります。これら水源の水質の動向を把握し、水質管理や適正な浄水処理等に役立てるため検査を実施しています。

(1) 表流水・伏流水

表流水や伏流水は主に多摩川水系から取水をしています。多摩川水系の水源調査は水質センターが行っています。詳しくは、第2章をご覧ください。

(2) 浅井戸・深井戸

多摩地区の水源井戸は全部で277本あり、それぞれの水質管理を適切に行うために、定期的に水源井戸の検査を行っています。令和8年度の水源井戸の調査地点は、表3-5のとおりです。

注8 令和8年4月1日時点(表3-2参照)

表3-5 令和8年度水源井戸の調査地点^{注9}

市町 ^{注10}	浄水施設	水源	市町 ^{注10}	浄水施設	水源		
八王子市	暁町	暁町一号水源	国分寺市	国分寺北町	国分寺北町一号水源		
		暁町二号水源			国分寺北町二号水源		
立川市	立川砂川	砂川二号水源			国分寺北町三号水源		
		柏町水源			国分寺北町四号水源		
三鷹市	上連雀	上連雀三号水源			国分寺北町五号水源		
		三鷹新川			井の頭水源	国分寺北町七号水源	
	新川三号水源				並木町一号水源		
	新川四号水源				国分寺新町水源		
	新川七号水源				国立中	国立中水源	
	府中市	若松			若松一号水源	国立市	谷保
府中南町			府中南町五号水源	谷保三号水源			
若松		若松一号水源	谷保五号水源				
調布市	上石原	上石原一号水源	西東京市	芝久保	谷保六号水源		
		上石原二号水源			芝久保一号水源		
		飛田給一号水源			芝久保二号水源		
		飛田給二号水源			芝久保三号水源		
	深大寺	深大寺北町一号水源			西東京西原一号水源		
		深大寺北町二号水源			西東京西原二号水源		
		深大寺東町一号水源			田無町一号水源		
		深大寺東町三号水源			田無町二号水源		
		深大寺南町一号水源			保谷町	保谷町二号水源	
		深大寺南町二号水源			西東京中町	西東京中町一号水源	
		深大寺南町三号水源	西東京栄町	下保谷水源			
		深大寺元町水源	福生市	福生武蔵野台	熊川二号水源		
		町田市	原町田	本町田一号水源	東久留米市	南沢	熊川三号水源
				本町田二号水源			熊川五号水源
小金井市	梶野	梶野一号水源	武蔵村山市	中藤	南沢一号水源		
		梶野二号水源			南沢三号水源		
		小金井東町一号水源			南沢四号水源		
		小金井緑町二号水源			武蔵村山榎水源		
		関野水源			武蔵村山中央一号水源		
		小金井中町水源			武蔵村山中央二号水源		
小平市	小川	小川一号水源	多摩市	桜ヶ丘	武蔵村山中央四号水源		
		小平二号水源			中藤水源		
		小平四号水源			和田水源		
		小川五号水源			桜ヶ丘一号水源		
		小平十号水源			桜ヶ丘二号水源		
日野市	多摩平	多摩平一号水源	稲城市	大丸	大丸一号水源		
		多摩平三号水源			大丸二号水源		
		多摩平四号水源			大丸四号水源		
		多摩平五号水源			東長沼水源		
		多摩平六号水源	三沢	新井一号水源			
		神明一号水源		新井二号水源			
		神明三号水源		新井三号水源			
	三沢	新井一号水源	三沢水源				
		新井二号水源					
		新井三号水源					

注9 工事等により、採水及び検査ができない場合があります。

注10 市町は、水源井戸の所在地を示します。

第7節 検査対象項目と検査頻度

1 蛇口（給水栓）

（1）毎日検査【法令で義務付けられている水質検査】

毎日検査とは、水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づいて行う水質検査です。蛇口（給水栓）において、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）について、1日1回以上検査します。

（2）水質基準項目【法令で義務付けられている水質検査】（表3-6）

水質基準項目とは、水道法第4条に基づいて水質基準に関する省令^{注11}によって定められているもので、現在52項目あります。水道水はこの基準に適合するものでなければならず、原則、蛇口（給水栓）における検査が義務付けられています。

多摩水水質試験室では、表3-6の頻度で検査します。

（3）水質管理目標設定項目（表3-7）

水質管理目標設定項目とは、毒性の評価が暫定的であるか、現在まで水道水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、水道水中に検出される可能性があるもの等、水質管理上留意すべき項目として、水質基準項目に準じて検査することを国から要請^{注6}されている項目です。

多摩水水質試験室では、法令の水質検査に準じたものとするため、原則3か月に1回以上検査しますが、水質管理上必要な項目については、1か月に1回以上検査します。

（4）要検討項目（表3-8）

要検討項目とは、毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等の物質で、情報・知見を収集すべきものとして、国が通知^{注12}で設定しています。

今後、水質管理目標設定項目に指定された場合に、円滑に検査を実施できるよう、原則年1回以上検査します。

注6 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について(平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)

注11 水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

注12 「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部改正について(平成16年1月22日健水発第0122002号厚生労働省健康局水道課長通知)

(5) その他(表3-9)

水質管理上の理由で選定した項目に加え、健康上の必要性からお客さまの関心が高い項目について、表3-9のとおり検査します。

表3-6 水質基準項目の検査(蛇口)

番号	項目	水質基準値	法定の検査頻度	検査頻度(回/年)	分類	主な由来
健康に関する項目	01 一般細菌	100個/mL以下	月1回以上	12	病原生物による汚染の指標	生活排水
	02 大腸菌	検出されないこと		12		生活排水
	03 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	3か月に1回以上	4	無機物 重金属	メッキ工場、亜鉛鉱山
	04 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		4		電気機器、農薬散布
	05 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4		電子部品、鉱山排水
	06 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4		工場排水、鉛製水道管
	07 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4		工場排水、地質由来
	08 六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4		メッキ工場、染料
	09 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		4		肥料、生活排水
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		4		メッキ工場、金属精錬
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		4		肥料、生活排水
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		4		土壌、ガラス製造
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4		鉄合金、ガラス製造
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	3か月に1回以上	4	一般有機物	溶剤、塗料
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		4		溶剤
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		4		溶剤、香料、ラッカー
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		4		殺虫剤、塗料、ニス
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		4		ドライクリーニング
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		4		金属洗浄用溶剤
	20 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下		4		消火剤、撥水剤
	21 ベンゼン	0.01mg/L以下	4	塗料、合成ゴム、顔料		
	22 塩素酸	0.6mg/L以下	3か月に1回以上	12	消毒副生成物	浄水薬品(塩素剤)
	23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		4		原水中の有機物質や臭素が浄水処理過程(塩素処理、オゾン処理等)で反応することにより生成
	24 クロロホルム	0.06mg/L以下		4		
	25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4		
	26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		4		
	27 臭素酸	0.01mg/L以下		4		
	28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		4		
	29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4		
	30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		4		
	31 ブロモホルム	0.09mg/L以下		4		
	32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		4		

番号	項目	水質基準値	法定の検査頻度	検査頻度(回/年)	分類	主な由来				
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	3か月に1回以上	4	着色	土壌、工場排水			
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				4	土壌、凝集剤(浄水薬品)		
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				4	土壌、工場排水		
	36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				4	鉱山、工場排水		
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		4	味	土壌、工場排水			
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		4	着色	合金、乾電池			
	39	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回以上	12	味	土壌、家庭排水			
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	3か月に1回以上	4		土壌			
	41	蒸発残留物	500mg/L以下		4		ミネラル分(土壌)			
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1 ^{注13}	発泡	家庭排水			
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	月1回以上	12	かび臭	微生物(藍藻類等)			
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		12					
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	3か月に1回以上	1 ^{注13}	発泡	家庭排水			
	46	フェノール類	0.005mg/L以下		1 ^{注13}	臭気	合成樹脂、繊維			
	47	有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	月1回以上	12	味	土壌、下水、工場排水			
	48	pH値	5.8以上8.6以下		365 ^{注14}			基礎的性状	微生物の活動	
	49	味	異常でないこと		12				ミネラル分、有機物質	
	50	臭気	異常でないこと		12				有機物質、微生物	
	51	色度	5度以下		365 ^{注14}				有機物質(土壌)	
	52	濁度	2度以下		365 ^{注14}				基礎的性状	粘土鉱物(土壌)、微生物

注13 検出状況を勘案し、水道法施行規則第15条第1項第3号ハ(過去の検出状況に応じて検査頻度を減じることができる)を適用し、検査頻度を減じています。

注14 自動水質計器による検査

表3-7 水質管理目標設定項目の検査（蛇口）

番号 ^{注15}	項目	目標値	検査頻度 (回/年)	分類	主な由来
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	無機物 重金属	蓄電池、難燃助剤
目 02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)	4		鉱床、核燃料
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4		鋼材、メッキ工場
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	一般 有機物	合成樹脂、溶剤
目 08	トルエン	0.4mg/L以下	4		染料、香料
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	— ^{注16}		プラスチック添加剤
目 10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	消毒副 生成物	消毒剤、漂白剤
目 12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用していないため 検査を省略	消毒剤	消毒剤、漂白剤
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	4	消毒副 生成物	有機物質が浄水処理過程 で反応して生成
目 14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	4		
目 15	農薬類	1以下 ^{注17}	— ^{注16}	農薬	農薬
目 16	残留塩素	1mg/L以下	365 ^{注14}	臭気	浄水薬品（消毒剤）
目 17	カルシウム、マグネシウム等（硬度） ^{注18}	10mg/L以上 100mg/L以下	4	味	土壌
目 18	マンガン及びその化合物 ^{注18}	0.01mg/L以下	4	着色	土壌、工場排水
目 19	遊離炭酸	20mg/L以下	— ^{注16}	味	土壌、微生物活動
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	臭気	ドライクリーニング
目 21	メチルセブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	一般 有機物	燃料添加剤、溶剤
目 22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	全有機炭素(水質基準 項目)の検査で代替	味	土壌、工場排水
目 23	臭気強度 (TON)	3以下	12	臭気	微生物、工場排水
目 24	蒸発残留物 ^{注18}	30mg/L以上 200mg/L以下	4	味	ミネラル分（土壌）
目 25	濁度 ^{注18}	1度以下	365 ^{注14}	基礎的 性状	粘土鉱物（土壌）、微生物 微生物の活動
目 26	pH値 ^{注18}	7.5程度	365 ^{注14}		
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	4	管路の 腐食性の指標	pH値、アルカリ成分
目 28	従属栄養細菌	2000個/mL以下 (暫定)	4	水道施設の 健全性の指標	生活排水
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	一般 有機物	合成樹脂
目 30	アルミニウム及びその化合物 ^{注18}	0.1mg/L以下	4	着色	土壌、浄水薬品（凝集 剤）

注14 自動水質計器による検査

注15 目04、06、31は水質基準項目に移行したことから、目07は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。

注16 送配水過程で濃度が上昇しないため、浄水施設出口で検査を行っています。

注17 農薬類の目標値は、表3-12の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下とされています。

注18 水質基準項目と重複している項目です。

表3-8 要検討項目の検査（蛇口）^{注19}

番号	項目	目標値	検査頻度 (回/年) ^{注20}	分類
要 01	銀及びその化合物	—	1	無機物 重金属
要 02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	1	
要 03	ビスマス及びその化合物	—	1	
要 04	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	1	
要 05	アクリルアミド	0.0005mg/L	1	一般有機物
要 06	アクリル酸	—	1	
要 07	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L (暫定)	1	
要 08	エチニル・エストラジオール	0.00002mg/L (暫定)	1	
要 09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5mg/L	1	
要 10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L (暫定)	1	
要 11	塩化ビニル	0.002mg/L	1	
要 12	酢酸ビニル	—	1	
要 13	2,4-トルエンジアミン	—	1	
要 14	2,6-トルエンジアミン	—	1	
要 15	N,N-ジメチルアニリン	—	1	
要 16	スチレン	0.02mg/L	1	
要 17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	— ^{注16}	
要 18	トリエチレンテトラミン	—	1	
要 19	ノニルフェノール	0.3mg/L (暫定)	1	
要 20	ビスフェノールA	0.1mg/L (暫定)	1	
要 21	ヒドラジン	—	1	無機物
要 22	1,2-ブタジエン	—	1	一般有機物
要 23	1,3-ブタジエン	—	1	

注16 送配水過程で濃度が上昇しないため、浄水施設出口で検査を行っています。

注19 検査は水質センターが行います。

注20 多摩地区では、代表浄水施設を選定し、その給水栓を検査します。

番号 ^{注21}	項目	目標値	検査頻度 (回/年) ^{注20}	分類
要 24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	1	一般有機物
要 25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	1	
要 26	マイクロキスチン-LR	0.0008mg/L (暫定)	—	
要 27	有機すざ化合物	0.0006mg/L (暫定) ^{注22}	1	
要 28	プロモクロロ酢酸	—	1	消毒副生成物
要 29	プロモジクロロ酢酸	—	1	
要 30	ジプロモクロロ酢酸	—	1	
要 31	プロモ酢酸	—	1	
要 32	ジプロモ酢酸	—	1	
要 33	トリプロモ酢酸	—	1	
要 34	トリクロロアセトニトリル	—	1	
要 35	プロモクロロアセトニトリル	—	1	
要 36	ジプロモアセトニトリル	0.06mg/L	1	
要 37	アセトアルデヒド	—	1	
要 38	MX	0.001mg/L	1	
要 40	キシレン	0.4mg/L	1	一般有機物
要 41	過塩素酸	0.025mg/L	1	無機物
要 44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001mg/L	1	一般有機物
要 45	アニリン	0.02mg/L	1	
要 46	キノリン	0.0001mg/L	1	
要 47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	1	
要 48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2mg/L	1	
要 49	要検討PFAS ^{注23}	—	1	

注 20 多摩地区では、代表浄水施設を選定し、その給水栓を検査します。

注 21 番号のない項目は欠番となっています。

注 22 トリブチルスズオキシドの目標値

注 23 要検討PFAS とは、ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、ペルフルオロブタン酸 (PFBA)、ペルフルオロペンタン酸 (PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸 (PFHpA)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸 (HFPO-DA) の 8 物質です。

表3-9 その他（蛇口）

	項目	目標値	検査頻度 (回/年)
都目標 ^{注24}	トリクロラミン	不検出	4
その他	水温	—	365 ^{注14}
	アルカリ度	—	4
	電気伝導率	—	365 ^{注14}
	カルシウム硬度	—	4
	マグネシウム硬度	—	4
	カリウム	—	4

注14 自動水質計器による検査

注24 都独自の「おいしさに関する水質目標」

2 浄水施設

浄水施設の出口及び入口では、水質管理上の必要性から、水質基準項目から放射性物質まで様々な検査を以下のとおり行います。

なお、浄水施設の出口又は入口で高い値が検出された場合は、検査の頻度を上げて監視を強化します。

(1) 水質基準項目(表3-10)

法令に基づく水質基準項目の検査は、原則蛇口（給水栓）に適用されるもので、浄水施設の検査では義務付けられていませんが、水質管理上の必要性から浄水施設の出口、入口においても以下のとおり検査を行います。

ア 表流水を水源とする浄水施設

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。そのため、原則、法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。

イ 伏流水・浅井戸又は深井戸を水源とする浄水施設

年間を通じて比較的水質が安定していますが、水質に万全を期すために、原則、法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。

(2) 水質管理目標設定項目(表3-11)

水質管理目標設定項目の趣旨を踏まえ、以下のとおり検査を行います。

ア 表流水を水源とする浄水施設

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。多摩水水質試験室では、水質に万全を期すため、原則、給水栓と同じ頻度で検査します。

イ 伏流水・浅井戸又は深井戸を水源とする浄水施設

年間を通じて比較的水質が安定しているため、年1回の検査を原則としますが、水質管理上必要な場合は、1か月に1回又は3か月に1回検査します。

※ 農薬類について

水質管理目標設定項目の「農薬類」で検査する農薬については、国の通知^{注6}でリスト化された対象農薬から、各水道事業者がその地域の状況を勘案して適切に選定することが基本とされています。東京都水道局では、出荷された農薬の原体量、毒性を示す指標である許容一日摂取量（ADI）、水源や原水及び浄水中の検出状況、農薬の化学的性質をそれぞれ数値化して評価し、検査する農薬を水系ごとに選定しています。そのうち、多摩水水質試験室で検査している農薬は表3-12のとおりです。

(3) 要検討項目(表3-13)

要検討項目の趣旨を踏まえ、水源ごとの情報・知見を把握することを目的とし、代表浄水施設の出口及び入口で原則年1回検査します。

(4) 浄水処理対応困難物質(表3-14)

浄水処理対応困難物質とは、水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に該当する物質を高い比率で生成するため、通常の浄水処理では対応困難な物質として、国が定めた物質です。

浄水処理過程において水質基準項目等の物質を生成する性質から、原水中の存在実態を把握する必要があります。そこで、代表浄水施設の入口で原則年1回検査します。

(5) 放射性物質(表3-14)

表流水、伏流水、浅井戸を水源とする浄水施設は、浄水施設出口で1か月に1回の頻度で検査します。深井戸を水源とする浄水施設においても、浄水施設出口で3か月に1回の頻度で検査します。

(6) 病原性微生物(表3-14)

国の指針^{注25}で示されたレベルに応じて、検査を実施します。

注6 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について(平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)

注25 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月5日健水発第0330005号、令和元年5月29日改正)

(7) その他 (表3-14)

上記の項目に属さないもので、水質管理上必要な項目について、表3-14のとおり検査します。

表3-10 水質基準項目の検査（浄水施設の出口及び入口）

番号	項目	水質基準値	検査頻度（回/年）						分類
			浄水施設出口			浄水施設入口			
			表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	
健康に関する項目	01 一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	12	12	12	病原生物による汚染の指標
	02 大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	
	03 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	4	4	4	4	4	無機物 重金属
	04 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	05 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	06 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	07 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	08 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	09 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	4	4	4	4	4	一般有機物
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	20 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	21 ベンゼン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	22 塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	4	4	4	消毒副生成物
	23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	24 クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	27 臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	31 ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	

注 26 消毒副生成物は浄水処理過程で生成するため、浄水施設入口では検査を行いません。

番号	項目	水質基準値	検査頻度（回/年）						分類	
			浄水施設出口			浄水施設入口				
			表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	表流水	伏流水 浅井戸	深井戸		
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	4	4	着色
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	4	4	4	4	4	味
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	4	4	4	4	4	着色
	39	塩化物イオン	200mg/L以下	4	4	4	4	4	4	味
	40	カルシウム、マグネシウム等 （硬度）	300mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	41	蒸発残留物	500mg/L以下	4	4	4	4	4	1注27	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	1注27	1注27	4	1注27	1注27	発泡
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12	1注28	—注28	12	1注28	—注28	かび臭
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12	1注28	—注28	12	1注28	—注28	
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	1注27	1注27	4	1注27	1注27	発泡
	46	フェノール類	0.005mg/L以下	4	1注27	1注27	4	1注27	1注27	臭気
	47	有機物（全有機炭素の量）	3mg/L以下	12	12	12	12	12	12	味
	48	pH 値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12	基礎的性状
	49	味	異常でないこと	12	12	12	—注29	—注29	—注29	
	50	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	
	51	色度	5度以下	12	12	12	12	12	12	
	52	濁度	2度以下	12	12	12	12	12	12	

注27 検出状況を勘案して検査頻度を減じています。

注28 地表水で検出されるもので、地下水では検出されないため検査を省略します。ただし、伏流水、浅井戸については、表流水の影響を受けるため、検査は省略せず、年1回の頻度で検査します。

注29 検査方法が飲用による官能法であるため、浄水施設入口では実施しません。

表3-11 水質管理目標設定項目の検査（浄水施設の出口及び入口）

番号 ^{注15}	項目	目標値	検査頻度（回/年） ^{注30}						分類
			浄水施設出口			浄水施設入口			
			表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	無機物 重金属
目 02	ウラン及びその化合物 (暫定)	0.002mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	4	4	4	4	4	一般有機物
目 08	トルエン	0.4mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ^{注19}	0.08mg/L以下	1	1/3 ^{注27}	1/3 ^{注27}	1	— ^{注27}	— ^{注27}	
目 10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	1	— ^{注27}	— ^{注26}	— ^{注26}	— ^{注26}	消毒副生成物
目 12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用していないため検査を省略						消毒剤
目 13	ジクロロアセトニトリル (暫定)	0.01mg/L以下	4	1	— ^{注27}	— ^{注26}	— ^{注26}	— ^{注26}	消毒副生成物
目 14	抱水コロラール (暫定)	0.02mg/L以下	4	1	— ^{注27}	— ^{注26}	— ^{注26}	— ^{注26}	
目 15	農薬類	1以下 ^{注17}	4	1/3 ^{注27}	1/3 ^{注27}	4	— ^{注27}	— ^{注27}	農薬
目 16	残留塩素	1mg/L以下	12	12	12	—	—	—	臭気
目 17	カルシウム、マグネシウム等（硬度） ^{注18}	10mg/L以上 100mg/L以下	4	4	4	4	4	4	味
目 18	マンガン及びその化合物 ^{注18}	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	着色
目 19	遊離炭酸	20mg/L以下	4	4	4	4	4	—	味
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	4	4	4	4	4	臭気
目 21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	一般有機物
目 22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	全有機炭素（水質基準項目）の検査で代替						味
目 23	臭気強度（TON）	3以下	12	12	12	— ^{注31}	— ^{注31}	— ^{注31}	臭気
目 24	蒸発残留物 ^{注18}	30mg/L以上 200mg/L以下	4	4	4	4	4	1	味
目 25	濁度 ^{注18}	1度以下	12	12	12	12	12	12	基礎的性状
目 26	pH値 ^{注18}	7.5程度	12	12	12	12	12	12	
目 27	腐食性（ランゲリア指数）	—1程度以上とし、 極力0に近づける	4	4	4	— ^{注32}	— ^{注32}	— ^{注32}	管路の 腐食性の指標
目 28	従属栄養細菌	2000個/mL以下 (暫定)	4	4	4	— ^{注32}	— ^{注32}	— ^{注32}	水道施設の 健全性の指標
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	4	4	4	4	4	一般有機物
目 30	アルミニウム及びその化合物 ^{注18}	0.1mg/L以下	4	4	4	4	4	4	着色

注15 目04、06、11は水質基準項目に移行したことから、目07は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。

注17 農薬類の目標値は、表3-12の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下とされています。

注18 水質基準項目と重複している項目です。

注19 検査は水質センターが行います。

注26 消毒副生成物は浄水処理過程で生成するため、浄水施設入口では検査を行いません。

注27 検出状況を勘案して検査頻度を減じています。

注30 検査頻度1/3は、3年に1回検査することを表します。

注31 浄水処理の条件は、臭いの強さではなく、臭いの種類が重要な指標となります。本指標は臭いの強さを数値化するものであることから、検査を行いません。

注32 浄水施設出口から蛇口までの配水過程における指標であるため、浄水施設入口では検査を行いません。

表3-12 農薬類の検査対象農薬

No.	農 薬 名	用 途	目標値 (mg/L)	多摩地区 測定対象
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	殺虫剤	0.06	○
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08	
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.02	
4	EPN	殺虫剤	0.004	
5	MCPA	除草剤	0.005	○
6	アシュラム	除草剤	0.9	○
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	
8	アトラジン	除草剤	0.01	
9	アニコホス	除草剤	0.003	
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	
11	アラクロール	除草剤	0.03	
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01	
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3	○
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002	○
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	
18	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	○
19	インダノフェン	除草剤	0.009	
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	
22	エンドスルフアン (ベンゾエビン)	殺虫剤	0.01	
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	
24	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○
25	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	
27	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	
28	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.05	
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02	
30	カルボフラン	代謝物	0.0003	
31	キノクラミン (CAN)	除草剤	0.005	
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	
33	クミルロン	除草剤	0.03	
34	グリホサート	除草剤	2	○
35	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02	
36	クロメプロップ	除草剤	0.02	
37	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001	
38	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	
39	クロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	
40	シアナジン	除草剤	0.001	
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	○
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	○
44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	
45	ジクワット	除草剤	0.01	
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005	○
48	ジチオビル	除草剤	0.009	
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003	
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05	
53	シメトリン	除草剤	0.03	
54	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	○
55	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.8	
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01	○
57	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
58	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	
60	チオフアネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	○

No.	農 薬 名	用 途	目 標 値 (mg/L)	多摩地区 測定対象
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002	○
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	
64	トリクロピル	除草剤	0.006	○
65	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005	
66	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.1	
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	
68	ナプロバミド	除草剤	0.03	
69	バラコート	除草剤	0.01	
70	ピペロホス	除草剤	0.0009	
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	
75	ピリプチカルブ	除草剤	0.02	○
76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	○
78	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01	○
79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	
80	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	
81	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	
82	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	
84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
85	ブタクロール	除草剤	0.03	
86	ブタミホス	除草剤	0.02	
87	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03	
89	ブレチラクロール	除草剤	0.05	
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09	
91	プロチオホス	殺虫剤	0.007	
92	プロビコナゾール	殺菌剤	0.05	
93	プロビザミド	除草剤	0.05	○
94	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	
95	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	
96	ペノミル	殺菌剤	0.02	
97	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
98	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	
100	ベнтаゾン	除草剤	0.2	○
101	ベンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3	○
102	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02	
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01	
104	ベンフレセート	除草剤	0.07	
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	
106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	
107	メコプロップ (MCP)	除草剤	0.05	○
108	メソミル	殺虫剤	0.03	
109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2	
110	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	○
111	メトミノストロピン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	
112	メトリブジン	除草剤	0.03	
113	メフェナセツト	除草剤	0.02	
114	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
115	モリネート	除草剤	0.005	

表3-13 要検討項目の検査（浄水施設の出口及び入口）注19

番号	項目	目標値	検査頻度（回／年）注33		分類
			浄水施設 出口	浄水施設 入口	
要 01	銀及びその化合物	—	1	1	無機物 重金属
要 02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	1	1	
要 03	ビスマス及びその化合物	—	1	1	
要 04	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	1	1	
要 05	アクリルアミド	0.0005mg/L	1	1	一般有機物
要 06	アクリル酸	—	1	1	
要 07	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L (暫定)	1	1	
要 08	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L (暫定)	1	1	
要 09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5mg/L	1	1	
要 10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L (暫定)	1	1	
要 11	塩化ビニル	0.002mg/L	1	1	
要 12	酢酸ビニル	—	1	1	
要 13	2,4-トルエンジアミン	—	1	1	
要 14	2,6-トルエンジアミン	—	1	1	
要 15	N,N-ジメチルアニリン	—	1	1	
要 16	スチレン	0.02mg/L	1	1	
要 17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	1	1	
要 18	トリエチレンテトラミン	—	1	1	
要 19	ノニルフェノール	0.3mg/L (暫定)	1	1	
要 20	ビスフェノールA	0.1mg/L (暫定)	1	1	
要 21	ヒドラジン	—	1	1	
要 22	1,2-ブタジエン	—	1	1	
要 23	1,3-ブタジエン	—	1	1	

注19 検査は水質センターが行います。

注33 多摩地区では、代表浄水施設を選定し、その施設の出口及び入口を検査します。

番号 ^{注21}	項目	目標値	検査頻度(回/年) ^{注33}		分類
			浄水施設 出口	浄水施設 入口	
要 24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	1	1	一般有機物
要 25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	1	1	
要 26	マイクロキスチン-LR	0.0008mg/L (暫定)	—	—	
要 27	有機すず化合物	0.0006mg/L (暫定) ^{注22}	1	1	
要 28	ブロモクロロ酢酸	—	— ^{注34}	— ^{注34}	消毒副生成物
要 29	ブロモジクロロ酢酸	—	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 30	ジブロモクロロ酢酸	—	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 31	ブロモ酢酸	—	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 32	ジブロモ酢酸	—	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 33	トリブロモ酢酸	—	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 34	トリクロロアセトニトリル	—	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 35	ブロモクロロアセトニトリル	—	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 37	アセトアルデヒド	—	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 38	MX	0.001mg/L	— ^{注34}	— ^{注34}	
要 40	キシレン	0.4mg/L	1	1	
要 41	過塩素酸	0.025mg/L	1	1	無機物
要 44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001mg/L	1	1	一般有機物
要 45	アニリン	0.02mg/L	1	1	
要 46	キノリン	0.0001mg/L	1	1	
要 47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	1	1	
要 48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2mg/L	1	1	
要 49	要検討PFAS ^{注23}	—	1	1	

注21 番号のない項目は欠番となっています。

注22 トリブチルスズオキシドの目標値

注23 要検討PFASとは、ペルフルオロブタンズルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO-DA)の8物質です。

注33 多摩地区では、代表浄水施設を選定し、その施設の出口及び入口を検査します。

注34 送配水過程で濃度が増加するため、蛇口(給水栓)で検査を行っています。

表3-14 その他(浄水施設の出口及び入口)

	番号	項目	目標値等	検査頻度(回/年)					備考	
				浄水施設出口			浄水施設入口			
				表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	表流水	伏流水 浅井戸		深井戸
浄水処理 対応困難 物質 ^{注19}	01	ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	代表浄水施設
	02	1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	03	トリメチルアミン (TMA)	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	04	テトラメチルエチレンジアミン (TMED)	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	05	N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA)	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	06	ジメチルアミノエタノール (DMAE)	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	07	アセトンジカルボン酸	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	08	1,3-ジハイドロキシルベンゼン (レゾルシノール)	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	09	1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	10	アセチルアセトン	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	11	2'-アミノアセトフェノン	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	12	3'-アミノアセトフェノン	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
	13	臭化物(臭化カリウム等)	—	—	—	—	—	1 ^{注35}	1 ^{注35}	
放射性 物質 ^{注19}	14	放射性ヨウ素(ヨウ素131)	— ^{注36}	12	12	4	—	—	—	
	15	放射性セシウム (セシウム134及び137)	10Bq/kg ^{注36}	12	12	4	—	—	—	
病原性 微生物	16	クリプトスポリジウム	—	—	—	—	4 ^{注37}	1 ^{注37}	—	
	17	ジアルジア	—	—	—	—	4 ^{注37}	1 ^{注37}	—	
	18	嫌気性芽胞菌	—	—	—	—	—	4 ^{注37}	4 ^{注37}	
都目標 ^{注24}	19	トリクロロアミン	不検出	—	—	—	—	—	—	
その他	20	水温	—	12	12	12	12	12	12	
	21	アンモニア態窒素	—	—	—	—	4	4	4	
	22	アルカリ度	—	4	4	4	4	4	4	
	23	電気伝導率	—	12	12	12	12	12	12	
	24	カルシウム硬度	—	4	4	4	4	4	4	
	25	マグネシウム硬度	—	4	4	4	4	4	4	
	26	カリウム	—	—	—	—	—	—	—	—

注19 検査は水質センターが行います。

注24 都独自の「おいしさに関する水質目標」

注35 代表浄水施設を選定し、検査します。

注36 水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(平成24年3月5日健水発0305第2号(厚生労働省健康局水道課長通知))

注37 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月5日健水発第0330005号、令和元年5月29日改正)に基づき、原水の汚染のおそれの程度に応じて検査を行います。

3 水源（表3-15）

多摩地区では、地下水で検出される可能性がある項目を中心に水質基準項目等を検査しています。

（1）表流水・伏流水

表流水や伏流水は主に多摩川水系から取水をしています。多摩川水系の水源調査は水質センターが行っています。詳しくは、第2章をご覧ください。

（2）浅井戸・深井戸

地下水は水質が安定していることから、稼働中の個々の水源井戸を3年に1回の頻度で検査します。検査項目は、表3-15をご覧ください。高い値が検出された場合は、該当項目の検査頻度を上げて監視を強化します。また、浄水施設や給水栓での水質検査結果に応じて、臨時に検査を行う場合があります。

表3-15 水源の検査項目及び頻度

検査項目		検査頻度 ^{注30} (回/年)
基01	一般細菌	1/3
基02	大腸菌	1/3
基03	カドミウム及びその化合物	1/3
基04	水銀及びその化合物	1/3
基05	セレン及びその化合物	1/3
基06	鉛及びその化合物	1/3
基07	ヒ素及びその化合物	1/3
基08	六価クロム化合物	1/3
基09	亜硝酸態窒素	1/3
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1/3
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1/3
基12	フッ素及びその化合物	1/3
基13	ホウ素及びその化合物	1/3
基14	四塩化炭素	1/3
基15	1,4-ジオキサン	1/3
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1/3
基17	ジクロロメタン	1/3
基18	テトラクロロエチレン	1/3
基19	トリクロロエチレン	1/3
基20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	1/3
基21	ベンゼン	1/3
基35	鉄及びその化合物	1/3
基38	マンガン及びその化合物	1/3
基39	塩化物イオン	1/3
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1/3
基47	有機物（全有機炭素の量）	1/3
基48	pH 値	1/3
基50	臭気	1/3
基51	色度	1/3
基52	濁度	1/3
目01	アンチモン及びその化合物	1/3
目02	ウラン及びその化合物	1/3
目05	1,2-ジクロロエタン	1/3
目08	トルエン	1/3
目20	1,1,1-トリクロロエタン	1/3
目29	1,1-ジクロロエチレン	1/3
その他	水温	1/3
	電気伝導率	1/3
	アルカリ度	1/3
	アンモニア態窒素	1/3
	カルシウム硬度	1/3
	マグネシウム硬度	1/3

注30 検査頻度1/3は、3年に1回検査することを表します。

この水質検査計画についてのお客さまのご意見をお寄せください。
お客さまからのご意見は、今後の水質検査計画作成の参考とさせていただきます。

【お問合せ先】

«第1章、第2章に関すること»

浄水部 浄水課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二庁舎 22階

電話：03-5320-6448（直通）

メール：suitekikun@waterworks.metro.tokyo.jp

«第3章に関すること»

多摩水道改革推進本部調整部 技術指導課

電話：042-527-6782（直通）

メール：suitekikun@waterworks.metro.tokyo.jp

